

第19日目（3月20日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、第11号議案 平成27年度南魚沼市下水道特別会計予算及び日程第2、第12号議案 平成27年度南魚沼市水道事業会計予算の2件を一括議題といたします。

2件について、産業建設委員長・小澤 実君の審査報告を求めます。産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 おはようございます。それでは、産業建設委員会に平成27年3月2日及び4日に付託されました2件について、審査の結果を報告いたします。

まず、審査の状況ですが、平成27年3月5日木曜日午後から行いました。委員の出席は8名、全員であります。議長からも出席いただきました。審査の内容であります。執行部から関係部課長、係長、主幹より出席をいただき、説明を受けた後、質疑を行い、審査を行いました。

結果を報告いたします。第11号議案 平成27年度南魚沼市下水道特別会計予算については、反対者なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。続きまして第12号議案 平成27年度南魚沼市水道事業会計予算、これにつきましても反対者なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で審査報告を終わります。

○議 長 2件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第11号議案 平成27年度南魚沼市下水道特別会計予算に対する討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第11号議案 平成27年度南魚沼市下水道特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 12 号議案 平成 27 年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 おはようございます。平成 27 年度水道事業会計予算について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

新水道ビジョンで掲げられた安全な水を安定的かつ継続的に供給できる強靱な水道の構築を理念に、努力していただいているところであります。緊急水源の確保、老朽管更新などが計画されているところであります。消費税増税後も従来と変わらない料金を維持することや、福祉減免制度は評価に値します。しかし、まだまだ南魚沼市の水道料金は高過ぎます。暮らし応援の大幅な値下げを要求いたします。

新しい取り組みとしては、上下水道料金徴収等業務の民間委託が進められようとしています。経費削減、職員削減が 3 人といわれていますが、また、利用者へのサービス向上がうたわれていますが、官製ワーキングプアになってはなりません。既に検針手数料の引き下げを心配している方もおられます。

昨年の 3 月議会で、私は新水道ビジョンについて指摘をさせていただきました。これからの水道は地下水に頼らず、表流水を浄化して飲む時代だと言って、ダムからの取水で浄水場を建設し、市内全域に配水する集中配水方式の破綻を宣言した内容である。また、大雨が降るたびに汚濁などで浄水場機能が麻痺して、給水不可能な状態になり、根本的な計画変更を迫られた。また、非常用水源の確保を名目に、旧水源や新たな井戸掘削などによる水源の確保で、新たな投資が行われることになる。私は過大投資分については、水道料金にはかけずに、一般会計でもつべきと長年唱えてまいりました。いまだ 125 億円からの起債残高があり、さらに平準化債なる起債を起こして、返済計画を立てなければたちゆかなくなっている。

以上、少し遠慮がちでの発言でしたが、まさに的中でありました。新年度予算は給水収益 15 億 6,000 万円、元利償還金 15 億 9,800 万円、平成 26 年度末起債残高見込みは、126 億円で改善されていません。浄水場の縮小、廃止の検討をさらに進める方針が示されました。緊急水源を名目に旧水源調査や、新たな井戸掘削が進められ、それを本水源として常用できるよう検討していく説明もありました。また、究極的には、民間からの水購入も検討しているとの説明もありました。まさに 40 年来の水道事業の破綻であります。

広範に点在している集落形態や災害を受けやすい山あり、川ありの地形、それらの条件にそぐわなかった集中配水方式の破綻と言えるのではないのでしょうか。過大な計画人口、また、節水機器の発展などで、原因はそれぞれ考えられるでしょうが、見込みが違ってきたときの対処は行政の仕事であったでしょう。今後の計画に当たっては、総括を踏まえたしっかりとした計画を立て、市民の理解を得て進むべきではないのでしょうか。もちろん、水道料金の大幅な引き下げを視野に入れた計画は当然のことです。地方創生の時代といわれても、

基本的な生活をする部分に負担を感じるようであってはなりません。

1つ提案でもありますが、悪いことばかりではない部分、それは更新された管路、各地域につくられた配水池、これらの資源をしっかりと維持管理し、これからはエリアごとの配水を軸に、安全な水を安定的に供給していく体制を整えていくのも1つの方法ではないでしょうか。あくまでも行政の責任で、安心・安全な水の供給を求めるところであります。

以上を述べて、反対討論としたいと思います。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 おはようございます。歩む会を代表いたしまして、平成27年度水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。

昔、定住人口、交流人口が増えるということで、今の水源場所がつけられました。過大な投資になったわけですが、現在では3割の稼働率ということでもあります。今後、また水源を変える、緊急時にいろいろな水源をつくることによって対応ができるということ。そして、私は塩沢地域を歩いていると、水道料金は高くても仕方ないのだけれど、うまい水が飲みたい、ということをよく市民の方に言われます。そういった中から地下水にまた戻すということで、今よりもうまい水が期待されるのではないかと。

また、水源を探ることによって、今、起債を返済しているわけで、緩やかな返済ですが、そのグラフにギャップがないような形でやられるということでもあります。いずれある年度がきたら市民の水道料金も下げるということを期待いたしまして、私は賛成の立場から討論に参加いたしました。全員の皆様が賛成で一致していただきますよう、期待を込めまして、よろしく願い申し上げます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

1番・永井拓三君。

○永井拓三君 永井でございます。それでは、第12号議案 平成27年度南魚沼市水道事業会計予算について、南魚みらい・創幸クラブを代表して、賛成の立場で討論いたします。

平成27年度の予算編成の核となる部分は、平成23年新潟・福島豪雨災害のときのような断水をなくすということを目指して、非常用水源の整備を進めていくという点について大きく評価いたします。市民の安心、安全を守る責務を果たすという前向きな姿勢が伺えるものです。

また、水道ビジョン、財政計画と平成27年度予算を比較しても、ほとんど差がなく、計画どおりに進んでいる点、上下水道料金の徴収業務委託も始まり、新たな取り組みを行う点についても同様です。今後は水道料金の値下げのための方策を進めていただき、浄水場の廃止の検討や深井戸の掘削など、さまざまな検討の中から市民生活の向上に努めてもらえることや、水道管を使った再生可能エネルギーの創出など、進めていっていただけることを期待して賛成討論といたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 おはようございます。第 12 号議案 平成 27 年度水道事業会計予算に対して、新生市民クラブを代表しまして、賛成の立場で討論に参加するものであります。先ほどの反対者の論点、まず新水道ビジョンであります。考え方の基本は多分同じでありましょう。125 億円といわれている残りの債務、これがゼロになることはほぼあり得ない。これを抱えたままでいかに水道ビジョンを構築するか。平成 26 年度において、水道ビジョン全体像は出るものだと期待をしておいた。残念ながら平成 27 年度予算においても、その全体像が見えてこない。このことをまず一番心配をしているわけであります。

過大投資部分は一般会計で負担すべきだと、同じ思いであります。しかしながら、一般会計のどこにそのような余裕があるのか、という部分であります。水道料金が高過ぎる、大幅値下げをすべきだ、市民の皆様の思いも全くそのとおりでありましょう。しかしながら、この製造原価を下げるという努力を担当課でやっておる。しかしながら、原価を下げ過ぎるといわゆる高料金対策の交付金がゼロになる。このことは平成 27 年度予算でも示されたわけであります。

そしてまた、資本費平準化債のこともおっしゃった。最後の手段として使ったこの平準化債も、平成 31 年度で終了してしまう。大変な時代が待っているわけであります。こうした中でも、経費削減、サービス向上のための民間委託を行い、少しでも経費を削減しようという部分は評価すべきであります。民間委託によって官製ワーキングプアーをつくってはならない、思いは同じでありましょうけれども、官製ワーキングプアーというものは、公務員の給料が高過ぎて、民間が低過ぎると。公務員が下げれば、民間も下がるという、そういう論理でありましょうけれども、時代とともにそういう考え方は変わってきているものだと私は思っております。

給水収益と借金返済がほぼ同額である。これは毎年ほぼ同じであります。施設の縮減、民間からの水の購入計画等々も述べていただきましたけれども、この施設の縮減については、平成 26 年度に水道ビジョンの全体像をつくり、平成 27 年度からそれに向けての新しい取り組みを行うものだと期待をしておいたわけでありますけれども、そこが 1 年延びたということは、まことに残念であります。この老朽化施設、150 万トンにも及ぶといわれている漏水対策、これは施設の老朽化によるものであります。この部分をどのように改善をしていくか、これは長年の研究課題であったわけであります。これの 1 つの解決策として、新水道ビジョンに大きく期待をしておいたわけであります。しかしながら、平成 27 年度予算でもその部分の全体像は見えてこない、まことに残念なことであります。

そんな中でも、老朽管更新、これは待ったなしであります。今年度は 7,700 メートルが予定をされております。そして、緊急水源増設により、安定した給水確保を重点目標としている。目標としては、評価はするべきものと思っております。さらに民間委託によって、窓口

業務の時間が延長されるということも評価はすべきものだというふうに思っておりますし、福祉減免、これも維持をいたします。低所得者対策というものは継続をされるものだと思っております。さらには滞納整理、これに対しては非常に厳しい、さらなる厳しい姿勢で臨むということが予算審議の中でも答弁されました。

私は安心、安全な水を供給するために、職員一丸となって取り組むということを毎年申し上げておりますけれども、新水道ビジョンの全体像、これをまず先につくり、いかに施設を縮減していきながら、この水道企業会計を維持していくのか。このことを何としてもこの平成 27 年度にやっていただきたいということを期待をして賛成討論とするものであります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。第 12 号議案 平成 27 年度南魚沼市水道事業会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 7 号議案 平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、日程第 4、第 8 号議案 平成 27 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、日程第 5、第 9 号議案 平成 27 年度南魚沼市介護保険特別会計予算、日程第 6、第 10 号議案 平成 27 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算及び日程第 7、第 13 号議案 平成 27 年度南魚沼市病院事業会計予算の以上 5 件を一括議題といたします。

5 件について、社会厚生委員長・塩谷寿雄君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 社会厚生委員会に付託されました 5 件の審査報告をしたいと思っております。

平成 27 年 3 月 9 日に 9 人全員の委員の出席で行いました。第 7 号議案でございます。平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対して、反対 1、賛成 1 の討論があり、7 対 1 の起立多数で平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算は可決すべきものとなりました。

続きまして、平成 27 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算の審議に入り、討論では反対 1、賛成 1 の討論が行われ、賛成 7、反対 1 で起立多数の可決となりました。

続きまして、平成 27 年度南魚沼市介護保険特別会計予算について反対 1、賛成 1 の討論が行われ、賛成 7、反対 1 で起立多数で本案件は可決されました。

続きまして、平成 27 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算について、全員一致での可決と

なりました。

続きまして、平成 27 年度南魚沼市病院事業会計予算について、全員賛成での採択すべきものというような審査報告でございます。

以上、5 件についての審査報告を終わります。

○議 長 5 件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 国保会計についてお伺いしますが、今回、法定外の一般会計繰入 5,000 万円を繰り入れました。過去の例からいきますと、保険税を上げないための繰り入れということが繰り返されてきました。その都度、私は指摘をさせていただいておりましたが、これについてはやはりまた縛りがある審査が行われたかどうか。要するに、国保を引き下げとか、あるいは国保財源に充当するという形が残れば、基金繰入とか基金積み立てとかという形ができるかどうか、ひとつお聞きします。

○議 長 社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 今ほどの審議のようなそれが、いつも言われていることだと思うのですけれども、執行部答弁どおりのそれが安くなるためのものではなく、引き下げないためのものであります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はいつも申し上げているのですけれども、担当委員会でいまいし議論が欲しいと思うわけです。先ほどの水道議論でいけば、一般会計にゆとりはないというような話ですが、ゆとりのないところから捻出した予算であります。その予算を国保会計で自由に使えると。そしていろいろな事態を鑑みて、執行部、要するに担当の方々に引き下げもしなければならぬというような判断を促せるような審査をしていただきたいというふうに思います。

○議 長 社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 意見はわかりました。国保のほうも民間、市民からなる審査委員会等がありましての答申を受けて、ある程度、5%ぐらいは仕方ないという中で答申がござっております。議員の言われることはわかりましたけれども、一応そういう中での審査報告であります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 5%ぐらいなら仕方ないというのは、当時のことでありまして、4 年も前の話であります。今の時勢を考えれば、そういうことが成り立つ時代ではないことは、私は一目瞭然だと思っております。そういう審査が私は委員会としては必要ではないかというふうに考えます。過去にこだわり過ぎて、犠牲になるのは市民ということになります。以上です。

○議 長 ほかに。質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第7号議案 平成27年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番・田村眞一君。

○田村眞一君 おはようございます。第7号議案 平成27年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論に参加いたします。政府は社会保障予算の自然増、削減路線を復活させ、あらゆる分野で制度の改悪、削減に乗り出そうとしております。医療改革という名で市民への負担増、切り捨てを進めようとしております。また、国保の運営主体を市町村から都道府県に移行させる法案が国会に出されておりますが、その狙いは市町村が行っている国保への公費支援をやめさせようというもので、これでは国保の構造的問題は解決いたしません。国の責任を明確にさせて、国庫負担の増額で国保税を引き下げる、この道こそ問題解決の確かな道であります。

市民の暮らしはどうでしょうか。消費税の8%増税、物価の高騰、市民の暮らしがますます大変になっているとき、自治体が政府の社会保障削減の政治を仕方がないとそのまま持ち込み、市民に強いるのか。それとも、限られた厳しい財政の中で、市民を守る役割を果たすのかが鋭く問われていると思います。

高過ぎる国保税の引き下げを求める声と運動によって、値下げに踏み切る自治体が全国各地で生まれております。北海道旭川市、南は京都市など、13の自治体にまで広がっております。旭川市長の声を紹介いたします。「本市では、国保を5年連続で引き下げてきております。多くの市民の声、議会質疑などをいただく中、厳しい財政状況でありましたが、少しでも市民生活に寄り添って施策を行いたい」という言葉であります。地方自治法では地方公共団体の役割を次のように述べております。「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」自治体の仕事は市民の福祉の増進です。市民の命の最後の命綱、国保でもこの立場を貫くことが大切です。市民の暮らしを守り、応援する仕事に真正面から取り組む地方自治体、南魚沼市を目指して、一般会計からの繰り入れを増やし、国保税引き下げを求めて反対の討論といたします。よろしく願い申し上げます。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 それでは、7号議案 平成27年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について、南魚みらい・創幸クラブを代表しまして賛成の立場で討論に参加いたします。私事ですが、社会保険から国民健康保険と変わったときは大きな負担と感じました。保険料の半分を会社が負担してくれたことや、さほど給料が高かったこともなかったのも、保険料をさほど気にしたことはありませんでした。扶養も認められていました。保険によってこんなにも格差があることを改めて実感をいたしました。

国民健康保険制度につきましては、国民相互扶助のもとで国民皆保険の根幹となる制度で

あり、この制度の加入者が退職者や自営者などの、被用者保険に加入していない方々が加入するものであります。その意味では命のとりでといわれる制度であります。その一方で、近年被保険者数は減少し、当市では1万5,527人と見込んでいます。財政的には保険税収が減少している半面、1人当たりの保険給付金は、高齢層が増加していることから高どまりしている状況にあります。非常の厳しい状況になっていることも現実です。

本予算を見ますと、平成27年から制度改正等が予定されており、それらを考慮し、あわせて保険財政共同安定化事業の対象が全てのレセプトに拡大されているため、本年度予算額は歳入歳出とも昨年比7.4%増の65億800万円となっています。主なポイントとして、歳入保険税については、保険料上昇抑制分として一般会計の法定外繰入金5,000万円の繰り入れを行っています。

前期高齢者については前年比1億4,902万円増の10億4,902万円を計上しています。歳出では特定健診等事業費として3,915万円、人間ドックの助成事業も今年度も計上されています。また、保健課と連携して実施する住民組織等による健康な町づくり事業や、健康運動教室にも予算を計上し、病気の早期発見や健康づくりにも例年同様に務め、医療費の削減に努力されている点など評価できるポイントではないかと読み取りました。

市民が国保税を少しでも安く、誰もが安心して医療にかかれることは、誰もが望むことでありますが、反対者の、ただ保険料を下げることだけを求めることは疑問を感じます。確かに50年という国保の歴史の中では、現状に沿わない部分や問題点が多々ありますが、この南魚沼は基幹病院の開院に合わせた医療再編やメディカルタウン構想への期待、南魚沼版総合戦略の取り組み、そして基幹産業、農業、観光などのさらなる充実を図り、雇用の拡大、人口増加など積極的に取り組んでいくことが、結果として国民健康保険の問題等にもつながるものと期待しています。

最後になりますが、現行制度の中で我が市が被保険者の命と健康を守り運営していくために、被保険者の負担軽減に努めた予算案を示したことを評価して、本予算に対する賛成討論といたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 私は新生市民クラブを代表いたしまして第7号議案 平成27年度国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論に参加いたします。反対者が言われるように、高齢化が進む中で医療費の問題とか、消費税のアップ、そして物価の高騰という話もありました。年金の切り下げというようなことで、国民生活は大変厳しいことも、とりわけ国保加入者につきましては、先ほど4番議員も言っていましたけれども、退職者、そしてまた自営業が多い。そしてまた景気回復が地方にまでまだ及びきれない中で、解雇による国保への変更という方もある中で、もう限界だと、払えないというような国保の値下げを望むというようなことも、わからないではないわけでありまして、そしてまた国民健康保険が

国民皆保険制度を支える基盤の部分を持っているというわけでありますので、病気になったときに誰もが安心して医療にかかると。そのために、先ほども話がありました、私たち市民の命の命綱であるというようなことも、反対者も賛成者も言っていました。この点は間違いないことでありまして、わからないことでもないわけであります。しかし、いつも言っていることでもありますけれども、国保税は目的税であるという原則。そして、国保加入者が全体の3割程度であるという状況を考えれば、無制限に一般会計からの法定外繰入をすることは、国保加入者以外の市民の立場を考えれば、それもまた難しいわけであります。

そこで、数年前、国保運営協議会——先ほども話がありましたけれども、国保加入者の税負担はもう限界に近いという認識の中で、場合によっては一般会計の法定外繰入をとということも含めて、国保税を値上げしても5%程度に抑えてほしいという結論が出ました。そういう答申も出たわけであります。もう、何年も前の話ではないかというようなことになるかもしれませんが、今、その審議がまだ生きているわけでありまして、執行部もそれを踏まえて国保税の予算組みをしているわけであります。この経過は反対者もお聞きになっていると思いますし、理解もしているというふうに思います。このことは国保運営協議会の中で、いわば国保加入者も、そうでない市民も現状の中である程度納得いく線を出したものだというふうに私は思っていますし、先ほど言いましたように、行政もこのことをきちんと受け止めているものだというふうに思います。

そこで、先ほど詳細な国保の会計の内容の説明がありましたので、詳細は省略いたしますけれども、平成27年度の国保会計の予算組みを見れば、これらの経過を踏まえまして、今年も法定外繰入を5,000万円つけて、国保税率を上げないで現行の税率へ据え置きとした予算でありますし、さらに国のほうを見れば、低所得者保険料負担軽減措置の制度改正もこの平成27年に行われるわけであります。社会厚生委員会の予算審議を傍聴させていただきました。万が一の場合は繰上充用も考えながら対応するというような考えでもありました。当然、私も払えない国保であってはならないと思いますし、そのために病院にかかれないではまた困るわけであります。安いほうがいいに決まっているわけでありまして、そうかといってこれらの状況の中で、何が何でも下げろと言えるだろうか、ということでもあります。

国保加入者も、そうでない市民も何とか納得できるところで、一般会計からの法定外繰入も何とか納得を得られるであろう額で、精一杯の予算組みをして、足らざるところは毎回言っていますけれども、予防医療、保健体制の充実などで医療費抑制のための努力と取り組みをお願いします。そして、私たちもそのことについて提言もする。そして、市だけでは解決のつかない問題は、市議会のこの議場ではなくて、国へ現実にあった制度見直しの働きかけもしていくというのが私たち地方議員のやるべき役割だというふうに、私は思います。よって、私はこの第7号議案 平成27年度国民健康保険特別会計予算について賛成いたします。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

9番・笛木 晶君。

○**笛木 晶君** おはようございます。第7号議案 平成27年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。市長の英断で一般会計からの繰入金に5,000万円ということで、それさえしたということが一番の料金を上げない、国保税を上げないという観点から、英断だというふうに考えます。どうか皆さんの賛成の意をお願い申し上げます。以上でございます。

○**議 長** 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○**議 長** 採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。第7号議案 平成27年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

○**議 長** 第8号議案 平成27年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番・田村眞一君。

○**田村眞一君** 第8号議案 平成27年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論に参加いたします。

厚生労働省は、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度で、所得の低い人の保険料軽減措置を段階的になくす方針を打ち出しました。このことによって負担増になる高齢者は全国で約865万人、加入者の半数以上にも及びます。保険料負担が3倍にもなる世帯も生まれるなど、2008年の制度開始以来、最大規模の負担増となります。年金は減らされる一方なのに、医療、介護などの負担は膨らむ。高齢者の皆さんのお気持ちを察すれば、心がしめつけられる思いであります。

このように制度発足から7年目、弊害はいよいよ浮き彫りになっております。2年ごとの保険料改定のたびに、全国平均で保険料は引き上げを繰り返しております。保険料を払えず滞納した75歳以上の人は全国で約25万人に上り、短期保険証を交付された人は全国で2万3,000人に達する事態をもたらしております。年金が少なく、天引き対象にならない低所得の高齢者がほとんどです。

年齢で医療を差別する医療制度は世界でも異様のものです。高齢者の命と健康を守るために、この問題だらけの差別的な制度は速やかに廃止し、もとの老人保険制度に戻すべきであります。繰入金を増やして、負担軽減を求めまして、反対の討論といたします。どうぞよろ

しくお願い申し上げます。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

次に原案に反対者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。第8号議案 平成27年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第9号議案 平成27年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と叫ぶ者あり〕

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番・田村眞一君。

○田村眞一君 第9号議案 平成27年度南魚沼市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論に参加いたします。2月13日、全国老人福祉施設協議会の試算が発表されました。平均定員73.1人の特養、多床室、要介護5の入所者を想定、基本サービス5.6%減、他のサービス4.48%減で計算されています。その結果、1施設当たり1,511万円の減収となりました。これは介護職員の4人分に匹敵するものであります。この試算の結果、今回の介護報酬改定によって特養が打撃を受け、利用者や職員にしわ寄せとなる危険性が浮き彫りとなりました。

全国老人福祉施設協議会会長は次のように言っております。「月1万2,000円の介護職員の処遇改善加算は要件が厳しく全ての事業者がとれず、法人、施設間格差が生まれる。赤字となった特養の統廃合が行われる」と警鐘を鳴らしております。このように介護報酬2.2%引き下げは、今でさえ人手不足、経営悪化に苦しむ介護施設をさらに厳しい状況に追い込みます。それは、介護サービス全体の後退にもつながってまいります。

加えて、市が行ったニーズ調査から4割の市民の皆さんが、保険料は現状維持してほしいと答えています。この市民の声にこの予算は答えているのでしょうか。繰入金厚生費、前年比1.2ポイント減となっており、答えているとはいいいがたい予算となっております。安心できる介護保険制度を目指して、抜本的方策として財源構成を変え、国の負担を今の25%から35%に増やす方向こそ大事です。保険料の負担軽減を求めて、反対の討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

14 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君　それでは第9号議案　平成27年度南魚沼市介護保険特別会計予算、南魚みらい・創幸クラブを代表して賛成の立場で討論に参加いたします。平成27年度から平成29年度の第6期計画では、新たな施設整備はしないということで、保険料の抑制に努めて、要介護認定者の増加に対応した介護保険給付を行うため、介護ニーズに見合ったサービス適用ができるように、今予算は編成されております。

歳出のほうでは、生活支援サービス事業として、筋力向上トレーニング事業、機能訓練事業、介護予防ではふれあいサロン活動支援事業、介護予防普及啓発事業等々、引き続き取り組んでおまして、我々の願いである健康寿命の延伸を図り予算化されていることは、大いに評価できると思います。増え続ける高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活を続けられ、高齢者の自立と心豊かな生活を、地域みんなで支えあう町を目指して取り組むことを期待して、賛成の討論といたします。皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議　　長　次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

16 番・寺口友彦君。

寺口友彦君　第9号議案　平成27年度介護保険特別会計予算に対して、新生市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。先ほどの反対者が、国の制度が悪い、そのとおりだと思います。財政負担の構造を変えるようにという、そういう地方からの意見は国に当然市議会としても上げるべきだというふうに思っております。

市のニーズ調査で保険料の現状維持を望む40%というのが出ておりましたが、この介護報酬の減収という部分については、国が決めたものであり、市の介護施設としてはいかんともしがたいものであります。今年度、平成27年度の予算は、被保険者数を昨年より400人多く、1万7,180人と見込んでおります。そして、認定率20%、3,400人というふうに見ております。予算全体で見れば、介護報酬が下がりましたので、1.44%の減、61億7,400万円という予算を組んだわけでありまして、この削減の理由は反対者がおっしゃったとおり、介護報酬の削減であります。

市としてみれば、市内の介護認定者が減り、介護からの卒業が進んだと、そういうわけではないわけでありまして。また、先ほどは反対論者も申しましたが、介護保険料1.12%の値上げであります。しかしながら、軽減段階を9段階から11段階に広げ、低所得者の負担を軽くしようと努力はしております。第6期介護保険計画で最も目玉となる、懸念されるものは、制度改正により要支援1、2の総合支援事業であります。1年目からの対応にいち早く手を挙げたのは県内で2市でありました。これは事前チェックリストの詳細な検討により、的確な対応に取り組み、介護からの卒業を目指そうという意欲だと私たち会派は考えております。

包括支援センター、この相談体制についても3地区での対応は維持をいたします。そして何よりも介護職の人材確保のために研修会を開き、介護技能の向上にも努める。これは市長の施政方針にもあったとおりであります。老朽化した介護施設の更新をどうするかというこ

ともあわせ、考えなければなりません。今年度予算で予定したサービスの供給が 100%できるように、各施設の人材確保に努めてくれることを望み、賛成討論とするものであります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 9 号議案 平成 27 年度南魚沼市介護保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第 9 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 10 号議案 平成 27 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算に対する討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 10 号議案 平成 27 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 13 号議案 平成 27 年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 私は第 13 号議案 平成 27 年度南魚沼市病院事業会計予算に南魚みらい・創幸クラブを代表いたしまして、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

南魚沼市民におきましては要望の 1 位であったのが、とりもなおさず今の医療の自立でありました。いよいよこの平成 27 年度予算におきまして、長年の思いが実現するわけでございます。当南魚沼医療圏内でも、今回の医療再編でこの 6 月の魚沼基幹病院の開院と同時に、県立六日町病院の機能の一部を南魚沼市が引き継いだ中で、南魚沼市立病院を建設して、また新ゆきぐに大和病院の 2 つの市立病院が開院いたします。これで急性期から回復期までの地域内の医療機関が相互に役割分担を行う中で、地域完結型医療の体制ができたものと確信するものであります。

その中で南魚沼市立病院の建設スケジュールが当初より遅れて11月となることから、6月から10月までの間、六日町また塩沢地域の住民の混乱を防ぐために、空白期間をつくらないように、暫定的ではありますが市立六日町病院を開院させます。これにおいては一般会計のほうで予算を盛っているわけでございますけれども、人工透析を中心とした医療を提供いたします。

また、当南魚沼市の役割はさらに大きくなってまいりました。この生活に密着した医療を提供して、市民を絶対を守るのだとの強い決意が予算からも伺えるものであります。内容を見ますと、人工透析機能、介護施設の医療支援、また回復期のリハビリを充実するとともに、在宅医療をはじめとし、終末期医療、在宅支援ベッドや脳血管リハビリ入院などの市民生活を支える予防医療、在宅医療の展開もさらに感じます。新たな挑戦も強く感じる次第であります。

予算面では、建設費が当初の計画よりも、資材の高騰、労務単価の高騰等により、平成27年度の2つの病院で南魚沼市民病院事業予算は73億円を超える大型予算となりました。今、有利な起債を起こして実行しなければ、永遠に当地域の病院建設はできなかったものと確信します。と、同時にこれからが大事であります。平成27年度末の起債残高も52億円を見込んでいる面もありまして、心配な面も感じるわけであります。医療の招聘とともに、医療収入の確保と、また経費の見直しを図った中で、病院の健全化に向けて頑張っていたきたいと強く要望するものでありますし、また期待いたします。

それと、私はこのたびの医療編成に伴い、ますます市民病院の役割が大きくなってくると思っております。医師をはじめとする医療スタッフの皆様には、本当に安心・安全な市民生活を支える、命を守るという、地域医療を守ろうというこの強い努力に、私は深く敬意を表するものであります。私たち議会も全員応援しております。頑張っていたきたいと思えます。また、どうか地域の医療、大変お世話になります。よろしくご意見申し上げて、賛成討論にかえさせていただきます。以上であります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第13号議案 平成27年度南魚沼市病院事業会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は11時ちょうどいたします。

〔午前10時43分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午前 11 時 00 分]

○議 長 日程第 8、第 35 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは第 35 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。なお、本日お手元にお配りしました右肩に第 35 号議案追加資料と記載された第 6 期介護保険料の資料をお配りしてありますので、後ほどこれに基づきましてご説明申し上げますのでご覧いただきたいと思います。

本条例改正は、先ほどの第 9 号議案で議決をいただきました平成 27 年度介護保険特別会計予算の歳入の中で大きな位置を占めます、第 1 号被保険者からいただく保険料の年額単価を定めることを、主な内容とするものです。既にご説明のとおり、介護保険の財源はその 50%を国、県、市町村の負担する公費で、残りの 50%が保険料となりますが、その保険料のうち 28%が 40 歳から 64 歳の方、いわゆる第 2 号被保険者の負担で、残りの 22%が 65 歳以上の第 1 号被保険者の負担となります。第 1 号被保険者の負担率は、平成 26 年度までの 21%から 1%アップとなることになっております。平成 27 年度から平成 29 年度におきます第 6 期介護保険事業計画に沿って事業を実施するに当たり、国の制度改正、及び介護報酬の改定に基づき実施する事業の量、及び介護給付に必要な財源の一部である保険料、中でも第 1 号被保険者の 3 年間にわたる保険料——条例では保険料率と表現していますが——これを改めるものです。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案 3 ページ、新旧対照表をご覧ください。第 3 条保険料率の改正です。第 1 項に記載のとおり、現行の平成 24 年度から平成 26 年度までを、「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改めます。下の第 1 号から、4 ページにかけての第 11 号までは、被保険者の所得等の段階により 11 段階としました各階の保険料の年額を設定しております。今般の介護保険法施行例の改正によりまして、国の基準が 6 段階から 9 段階に拡大されました。南魚沼市では施行例の第 39 条第 1 項に規定されました段階に基づきまして、現行 9 段階であります。所得の段差をさらに解消するため 11 段階に拡大して、それぞれ保険料を設定します。

お配りした追加資料をご覧いただきたいと思います。A 4 の横型の資料ですが、この資料につきましては、左側に南魚沼市の第 5 期と第 6 期の保険料が、右側に国の第 6 期におきます施行例に定める 9 段階のそれぞれ所得等の区分ごとの内容が表示してあります。左側、市の表で説明しますと、区分欄、これは課税状況及び所得金額、課税年金収入の合計による段階ごとに、乗率、市条例の対応条項、保険料年額を表示してあります。中ほどの乗率は、市町村の判断で段階ごとに定めることができるもので、基本段階に乗じる割合です。南魚沼市では第 1 段階の 0.50 から、第 11 段階の 2.0 までで設定しています。表の中ほど、一番中央の部分になります。ただし第 1 段階につきましては、平成 27 年度及び平成 28 年度に限り 0.45

とする軽減乗率を採用しています。この軽減分は公費により賄うことになっております。また、国は平成 29 年度には第 1 段階から第 3 段階まで、個々にさらに軽減する方針を示しております。

第 6 期の基本額であります月額 5,813 円にこの乗率を掛け、12 月分としたものが、一番右の年額となります。100 円未満を端数処理した金額であります。第 6 期で 9 段階から一部を細分化して 11 段階に拡大しますが、その 1 つは現行の第 3 段階を前年の所得等の合計額を国の基準に合わせ、80 万円を超える部分について、120 万円で線引きし、80 万円を超え、120 万円以下と 120 万円を超えるものの 2 段階とします。第 2 段階と第 3 段階の乗率が同じであり、現時点で分割する意味はありませんけれども、先ほど説明申し上げましたが、平成 29 年度からの国の軽減方針への対応のために、現時点で分割しておくものです。

また、もう 1 つは、現行の第 8 段階を前年の合計所得により、300 万円から 500 万円の間に 400 万円で線引きし、国の基準額と合わせる形で 290 万円から 400 万円を第 9 段階、400 万円から 500 万円を第 10 段階とすることにより区分を設けるものです。

ただいまご説明をした内容が、議案の 3 ページから 4 ページの第 1 号から第 11 号にかけてのものであります。それぞれ所得金額、それから年額ということで記載があります。はぐっていただきまして 4 ページ、第 2 項につきましては、これは施行例の改正に伴いまして、市町村が定めることとされている部分をここに定めるものです。3 項につきましては、先ほど説明申し上げましたが、平成 27 年度及び平成 28 年度における第 1 段階の軽減乗率について、期間を設定して定めるための規定です。平成 27 年度から平成 28 年度までの各年度における保険料率はということで、本来の計算ですと 3 万 4,800 円ということで、第 1 項の第 1 号で 3 万 4,800 円としておりますけれども、軽減乗率 0.45 を乗じた結果として 3 万 1,300 円とするというものであります。

次に附則の追加ですけれども、17 項、18 項を追加します。見出しを改正法附則第 14 条に規定する介護予防日常生活支援総合事業にいたしまして、17 項、18 項を追加するものです。この 17 項及び 18 項は、介護保険法の改正によりまして、地域支援事業が追加され、市町村が平成 27 年度から本来実施すべき事業として、介護予防日常生活支援総合事業が定められました。しかし、市町村の事情によりすぐにできない部分につきましては、経過措置が認められております。

南魚沼市では、これをもとに 17 項の事業、在宅医療介護連携推進事業、18 項で生活支援体制整備事業を 1 年間準備期間として、平成 28 年度から実施する旨、定めるものであります。改正内容は以上です。

議案の 2 ページに戻っていただきまして、附則に記載のとおり、本条例の施行記述を平成 27 年 4 月 1 日とし、平成 27 年度分の介護保険料から適用することとして、平成 26 年度以前の保険料につきましては、改正前の規定によるものとしたいものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 点だけお願いいたしますが、ここに配られました追加資料の中で、国が指定しています第 9 段階を、本市ではまたさらに 3 段階に分けてあるわけでありましたが、これは私はいいいことだと思っています。ちなみにこの 9、10、11、この各階層の実数といえますか、全体に対する割合でいいです。割合でいいですが、どのくらいあるものか参考までにお聞かせください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほどもありましたが、第 6 期の第 1 号被保険者の数を 1 万 7,180 人と想定しておりますけれども、これも現段階から推測の数字ですが、第 9 段階が 280 人ぐらい、第 10 段階が 100 人ぐらい、第 11 段階が 220 人ぐらいと想定しております。以上です。

○議 長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 ちょっと教えていただきたいのですが、4 ページの第 3 項のところの「保険料率」という言い方になっているのだけれども、これは額ではなくて率で表すのでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 私どももそれについては議員と同じ考えなのですけれども、実は法の規定がそういう形になっております。保険料ということで表現すればあれなのでしょうけれども、保健料率ということになっておりますので、同条例もそのような表現にしております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 勉強不足で申しわけありませんが、「南魚沼市」という形で出ていて、この金額が出ているということは、要するに市の整備率等でこの額がかなり開きがあるというふうに捉えなければならないのかと思います。一般的に平均——平均というか、平均というのはどれぐらいであるのか、我が市は普通ですよ、というぐらいの程度なのかお聞きします。

そして、これがどういう法律でこうなるのかですが、これがうまく説明して、これは困ったことだということで否決を、もし、されたとすれば、どういう問題が起きるのか。要するに、現行どおりでいけるというような類のものなのかどうか、その辺をひとつお聞きします。もう上位法で仕様がないのだというような形なのか、その辺をひとつお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 点目のご質問ですが、市の位置はどの辺にあるかということですが、これは議員がご指摘のように、まだこの条例が可決されたわけではありませんので、県内でも同じ状況だと思います。ただ、今のところ、事前に県のほうで各市町村に意向を伺ったところによりますと、まずこの保険料につきましては、高い方では 6,360 円ぐらい、低い方では 5,000 円ということになっておりまして、南魚沼市は順位としましては、全市町村の中で 19 位ということですか、位置しておりますので、高い方ではありませんし、平均のと

ころだというふうに思っております。

それから、この条例が否決されてこの金額が使えなくなりますと、現行は 5,192 円ですので、620 円ぐらい開きがあります。これを逆に第 1 号被保険者数でしますと約 1 億 2,000 万円不足しますので、それは一般財源なりほかから補填しなければなりません。もちろん、この単価設定には 3 年間のサービス料、事業量も関係しますし、被保険者数の動向というものも勘案して算定しておりますので、これができなくなりますと、この事業自体ができない恐れも出てくると思います。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどの説明でいくと、要するに不足分は市が持つことができるというふうにもし理解したとすれば、それに至る前に市として何らかの措置をすることもできたというふうに理解していいのか。その辺、もう割合が決まっていますこれしか仕様がいないのだというような類のものなのか、そこが今の答弁ではわからない部分であります。

要するに不足する分は市が出さなければならないと、ということは、市が出せばよかったですのではないかと、こういう逆の話になってしまうわけですが、要するに負担を抑える方策をとった経過があるかどうか、こういうことなのです。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この介護保険の体制につきましては、国に定めてあります保険料の負担率というものによって定めております。市は市の負担分が 12.5%ということになっております。それに基づいて市も計画をしておりますし、事業量もその中でできるような事業量。

したがいまして、これ以上の負担ができないということでもありますので、施設の建設はできないということに結論づけたわけでもありますので、ルールに基づいてやっていますので、これ以上財政の中で介護保険のために先ほどの金額を余分に支出することはできないというふうに考え、そういうことは全く考えておりませんでした。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

○議 長 採決いたします。

第 35 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 35 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 36 号議案 南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例及び南魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 36 号議案につきましてご説明申し上げます。本改正条例によりまして、一部改正をお願いいたします南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例及び南魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例につきましては、それぞれ介護保険法第 78 条の 4 及び第 115 条の 14 で、サービスの事業の設備及び運営に関する基準を市町村の条例で定めることというその規定に基づきまして、市で制定してあるものです。このたび介護保険法施行規則等の一部を改正する省令によりまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、この市の条例を改正するものです。このたび、2 つの条例の改正部分に共通項目が多いことから、一括して上程するものであります。

改正条例では、第 1 条と第 2 条としまして、それぞれの改正内容に基づき編成してあります。説明に先立ちまして、事業の内容について説明させていただきます。地域密着型サービスは、認知症や一人暮らしの高齢者などが住み慣れた地域で暮らしながら介護を受けることのできるサービスで、市区町村が事業者の指定、監督をする介護サービスであります。原則としてご自分が住んでいる市区町村内だけで利用できるものです。夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護や共同生活介護、いわゆるグループホーム、さらに介護老人福祉施設入居者生活介護などがあります。一方、地域密着型介護予防サービスは、要支援の方を対象とするサービスです。それぞれ市区町村の指定を受けた事業者が行います。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案の 13 ページ、新旧対照表をご覧ください。この第 1 条は「指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例」の改正に係るものです。本改正で一番の改正項目は、第 9 章の題名の改正に代表されます複合型サービスを「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるものです。改正の趣旨は、複合型サービスがさまざまな事業の中で使われるようになりまして、ちょっと明確化できなくなったことから、看護を含めた居宅介護に関する事業の規定とするために、このように改めるものと考えております。以下、この改正内容がこの条例の中で 120 か所以上出てまいりますので、今後その説明はいちいち省略をさせていただきます。

最初に第 6 条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の人数の関係ですが、第 2 項オペレーターの規定の中で、居宅介護に係るサービスの規定によるため、県条例の引用を整理するために字句を削除するものです。同条第 5 項では、併設を「同一敷地内」とすることで設置基準を変えております。めくっていただきまして 14 ページ、第 5 号及び第 6 号は、後で出てまいります該当条項の改正による表現の内容です。少し飛んで恐縮ですが 17 ページで

す。78 条の 2、「事故発生時の対応」につきましては、新たに加えられたものです。18 ページから次ページにかけての第 82 条第 6 項の関係は、表形式の変更です。以下、20 ページまではこの表に関する改正の内容です。

それから、20 ページ第 83 条第 1 項及び 21 ページ第 3 項は、事業名の整理による改正です。85 条第 1 項では、小規模多機能型居宅介護事業所の定員の改正で、現行の 25 人から「29 人」とするもので、はぐっていただきまして 22 ページの第 2 項第 1 号では、定員が 25 人を超える場合の通所サービスの利用定員を規定しております。次に 23 ページ下の 113 条では、グループホームの敷地に制限がある場合、住居の数を 2 から 3 までに増やすことができるというものです。

飛びますが、26 ページ第 151 条第 4 項は、サテライト型居住施設の業者の中の医師の配置規定です。例外規定から指定地域密着型介護老人福祉施設、いわゆるミニ特養を除くものです。以下、第 17 項においてはサテライト型施設の医師及び介護支援専門員の配置数の規定の追加です。これ以降は主に最初に説明しました事業名称の変更による改正にあります。

次に 40 ページまで飛んでいただきたいと思います。第 2 条の関係です。市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の改正に係るものです。第 1 条の条例と同様に、ここでも複合型サービスを「看護小規模多機能型居宅介護」とする内容の改正でありますし、これが結構出ておりますのでその説明は省略させていただきます。第 7 条関係ですが、施設の設備、備品について、サービスに支障がない場合の例外規定ですが、この場合に市長に届け出る義務を付したものです。

42 ページ第 9 条は併設型施設の設置に伴い、施設ごと利用定員を定めるために必要な項目の追加です。43 ページ第 37 条第 4 項は、事故発生時の対応について、これは先ほども申しましたが、事業者が事故発生時に講ずべき措置及び記録について、単独・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護によるものを除外する規定です。以下は第 1 条の改正と同様な内容となっております。走りばしりで恐縮ですが、改正内容は以上です。

議案の 11 ページに戻っていただきまして、附則に記載のとおり、本条例の施行期日を平成 27 年 4 月 1 日からとしたいものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 全く素人の質疑で申しわけありません。条例を定める以上、これが有効にこの地域で生かされるものでなければならぬわけですが、実際今、ここに対象になるようなこういう看護小規模多機能型居宅介護、こういう事業体といいますか、これはどの程度あるのか教えてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 地域密着型の小規模多機能型居宅介護の施設というのは、7 か所あります。具体的にあれしますと、ケアセンター菰神ですとか、ケアセンター五日町ですとか、あ

と小規模多機能介護センターですと、大空の家、石打の家、それからリゾート畔地等があります。ここでは先ほど申しましたが、居宅介護と、それから予防事業も一部で行っております。以上です。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 非常に必要な施設であることは、私も介護をやっているものですから感じております。そうした場合、ただマンパワーとしてこの看護師さん、これが十分にこういうところに供給できるかどうか。待遇も絡めての話なものですから、その辺の見通しについていかがお考えでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 議員ご指摘のとおり、今ちょっと看護師が不足しているという状態で、これには限りませんが、ほかのサービスの中でも看護師がいなくなって縮小せざるを得ないというような状況も出ています。今、医療再編時でありまして、なかなか看護師が定着しないという状況もありますので、私どもとしましても、その中でできるだけ効率的にできる事業を相談して、模索しながらやっていくということと、これは介護分野だけではありません。もちろん看護師のベースは医療のほうですので、それらの中で看護師の獲得、要請も含めて取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 こういう現場での看護業務ですね。察するところ、そう重い仕事——重いというのは技術的にですよ、そう高度な、緊急性を要するということでは私はないような気がしますので、ぜひ、再雇用ですね。育児からある程度解放された年代の方々、これは一般のところでもそういう需要があるわけでしょうけれども、特に公共の部門で定年退職された後の方の技術をまた生かしてもらおうと、そういうような行政側からの働きかけも十分やってほしいと思っておりますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 医療の分野でも、一時家庭に帰って家事をされている方も、再雇用ということでスキルアップの研修等もやっております。そういったものと連携しながら、まだまだかなり在宅で眠っているといいですか、看護に就いていない看護師も多くあると思います。そういう方の発掘も含めて取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

〔「ぜひ、お願いします」と叫ぶ者あり〕

○議 長 20 番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 14 ページ、下のほうの第 23 条、ちょっと説明を聞き逃したのかあれだったのですけれども、第 23 条の 2、読み上げますが、「質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」と、この部分が削除されたわけです。この質の評価、外部の者がやっていたということになるのですけれども、その外部の者とはどういう者なのか。それでこの評価というのは、どうして必要なくなったのか、その内容についてお知らせください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この件については、市も市の指定によって、この事業、地域密着型をやっているわけですので、これにつきましては私どもも市が随時、評価といたしますか、現場に入って指導、それから確認、ルールに沿っていない場合等の指導等を行っています。これについては特に、この改正によって変わるものではありません。引き続き市は監督を行ってまいります。ただ、この条例改正といたしますか、法改正の真意というのはちょっとわからないのですが、市においてはこの改正になったことによって、特に支障は出ていかないものだというふうに思っています。ちょっと説明にならなくて申しわけありませんが、そういう状況です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 36 号議案 南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例及び南魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 36 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 37 号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 37 号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本条例改正は、先日議決をいただきました第 33 号議案及び第 34 号議案関連の、市が実施します介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの組織を改めるためのものです。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。3 ページの新旧対照表をご覧ください。条例の第 3 条では第 1 項で介護保険法に基づき、居宅介護支援事業を行う事業所としてホームケアステーションを定め、第 2 項で介護予防支援事業を行う事業所として南魚沼市の大和、六日町、塩沢の 3 つの地域包括支援センターを定め、各庁舎に設置することを定めております。この 3 地域包括支援センターでは、それぞれ地域での介護予防のための相談、調査及びサービス計画書の作成を行っております。

そのために各センターには、先の議案で説明したとおり、センターごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネージャーを各 1 名以上配置しております。

年々相談やサービス計画書作成の件数が増え、地域ごとの事業量のアンバランスも生じております。件数の増減により、その都度各センターから支援体制により、事業を実施している状態です。

そこで、平成 27 年度からの体制を本庁舎にある六日町のセンターを南魚沼市の核のセンターとして位置づけ、他の 2 つのセンターをサブセンターとしたいものです。各センターにおける支援事業はこれまでと変わりありませんが、スタッフの配置は限られた人材を有効かつ柔軟に行うことができると考えております。そこの条例第 3 条第 2 項の改正では、六日町包括支援センターを六日町をとって、「南魚沼市地域包括支援センター」とし、大和、塩沢の 2 センターの名称はそのままとしたいものであります。名称が変わらない部分がありますけれども、位置づけとしては先ほど申し上げましたけれども、本庁舎の包括支援センターをコアの包括センターとし、ほかの 2 センターをサテライト的なサブセンターとするものであります。改正内容は以上です。

議案の 1 ページに戻っていただきまして、附則に記載のとおり、条例の施行期日を平成 27 年 4 月 1 日としたいものであります。なお、今後、県への手続を経て、南魚沼市が南魚沼市地域包括支援センターとして事業所の指定を行うこととなります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 核とかサブとかという形ですが、介護保険から要支援 1、2 が外されて、それをどうサポートしていくかということになる窓口かというふうには私は感じるのですが、結局初期段階ですので、かなりのスタッフがいないと対応できなくなるのではないかというふうには私は思うのです。どういった連携を今後、ここだけではなくどういった組織体になるのかというあたりが、私もわかりませんし、そういう組織図みたいな形がないと。包括へ行けばいいというのは、今まではまあまあ、サブ的にそこに相談に行くような感じが私は見えたのです。その辺はどういった組織がほかにもできて、体制がそう変わっているわけではないみたいですが、爆発的に人員を増やしているとかという状況ではないように、私はきのうの人事発表を見てもそう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 確かに議員のおっしゃるように、人員的には増えておりません。ただ、今までは 3 つの包括支援センターがありまして、さっきの議案でもご説明申し上げましたけれども、それぞれの包括支援センターごとに、基準のそれぞれの 3 職種 1 名以上を置かなければならないということになっておりますので、なかなかそこに例えば保健師を 2 名、3 名置きたいのだけれども、ほかの人員を置けないのでその基準を満たさなくなるとか、そういう制約がございました。これを一本化することによって、その中で全体を、その基準に見合う保健師、社会福祉士、主任ケアマネということの配置でいいわけです。

ですので、実際にはその 3 職種は皆さんがやっている仕事というのは、そんなに変わるも

のではありませんので、誰が行ってもいいわけです。そういう例えば大和に2人で対応するときもあれば、ときに4人で対応しなければならないときもある。そういう基準を取り払うことによってフレキシブルに対応できるということです。

ですので、市民の方にとっては、今までどおりどこのセンター、本庁舎にいつでも相談ができる、サービスの計画書の作成をお願いできるということになります。イメージとして、3つのセンターがそんなに大きく変わるわけではありませんけれども、本庁舎にあるこれまで六日町地域包括支援センターというのを、市のセンターとしてすることによって、図で示しますと丸が大きな丸になるということになります。

なお、その市の包括支援センターの中にも、イメージとしては六日町地域の包括支援センターも含んでいるというような考えになるかと思えます。ですので、今までどおり市民の方は、お住まいの近くの包括支援センターにご相談に行ってくださいということには変わりありません。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 若干前の条例を見ると6,000人になるとどうだとかというのが書いてありました。それは皆さんが数値的な問題は設定したのだろうけれども、今までの経過でいくと、私自身も介護の経験から言いますと、どこに行けばいいのかまずわからなかった。7、8年前ですけれども、その当時は包括支援センターという形はなかったもので。そうすると、大和地域でいくと、病院の介護支援センターでしたか、あの病院のところに相談窓口がありましたのでそこに行く。そこで今度ケアマネさんを紹介していただいて、そして、では認定を受けましょうかと、こういう話になるのです。そして、介護保険のあれに入っていくわけです。けれども、今回は今度認定は多分介護保険だと思うのです。認定は介護保険のほうでやって、そして今度、この認定を要支援1、2と受けたとすると、それはどこがサポートするかというと、今度はこの包括支援センターがするというふうになるのか。

○議 長 簡潔に要領よく焦点を絞って質問してください。

○岡村雅夫君 その辺、図示をきちんとしてもらわないと、一般的にはわからない。ただ来てもらえばそれでいいという感じでは、ちょっと今までの形態とは違うという感じがするのです。その辺、外されたことによってどうなるのだということは、もう少し説明が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほどの説明でおわかりいただけたと思ったのですが、今までと体制は変わりません。市民の方もそれによって特に大和病院に行って、そこから回されたとかそういうことではなくて、もう市民の方は、大和地域の方であれば大和庁舎、塩沢地域の方であれば塩沢庁舎、六日町地域の方であれば本庁舎ということでの誘導はきちんとできていると思います。先日の議案のときにも審議がありましたが、いろいろなサービスが増えて、またそういったことでサービスの内容がわからないという方のために、手引書をつくるということにつきましては申し上げておりますので、その中に——現在もあるのですけれども、地域

包括センターの位置づけ、ご相談はこちらへというのを折り込んで、それは充実して案内をして、市民の方が混乱しないようにはしたいというふうに思っていますので、ご了解をお願いします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 37 号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 37 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 38 号議案 南魚沼市立城内診療所条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 38 号議案 南魚沼市立城内診療所条例の一部改正についてご説明申し上げます。本条例改正は、本年 4 月 1 日から市立城内診療所の診療体制を緊急用の 5 床を残しての原則無床化とすることに関して、必要な項目及び現状に即さない規定内容を一緒に改めるものです。

それでは、改正の内容についてご説明申し上げます。議案の 3 ページ新旧対照表をご覧ください。第 3 条の病床数では、診療所の病床数を「一般病床 5 床」とするといたしまして、療養病床を廃止することから同条の各号を削ります。

次、第 4 条の診療科目では、現行の診療科目から産婦人科、リハビリ科を削り、診療科目を内科、整形外科、小児科及び皮膚科の 4 科とするものであり、これによりまして第 6 号の皮膚科を第 4 号に繰り上げます。

次、第 7 条では、使用料及び手数料を条文の表現に合わせて料金としたいことから、見出し第 1 項、第 2 項、次の 4 ページの第 3 項及び第 8 号、第 9 条の中の字句をそのように改めます。同じ条の第 2 項では、3 ページになりますが戻っていただきまして、第 7 条第 2 項では、介護療養病床の廃止に伴いまして不用となります療養等の基準であります指定居宅介護支援、指定施設サービスの項目を削除するものです。

また 4 ページをお願いします。4 ページから 5 ページにかけての第 7 条関係の別表は、全部を改正いたします。表の療養の種類欄の 2 の項に、「警察官の職務に協力援助した者の災害

給付に関する法律」以下4つの法律を追加します。これは第39号議案の制定を機に、それと合わせること及び他の病院、診療所に関する条例等を参考に追加するものです。その関係で、現行の第5号を4号繰り下げます。右の欄をみていただきますが、料金の算定方法につきましては、診療費の算定基準に合わせて算定した金額の1.20倍を1.15倍に改めます。これは公務災害の場合の料金の算定方法は、労災保険等に準じて算定することとされておりまして、労災保険の診療単価は1点あたり12円と定められておりますが、公共法人にあっては11円50銭となっていることから、それに合わせて改正するものです。

次に4の項、一番下ですが、自動車損害賠償保障法に係る療養の関係ですけれども、現行の2倍の金額を「2倍以内の金額」に改めるものです。交通事故に係る方の診療費は、自由診療となっております。城内診療所におきましては現在1.2倍の料金を算定することとしておりますが、ゆきぐに大和病院では県立病院と同じ2倍で請求しております。これはいろいろな基準がありまして、その医療機関によって算定方法が異なっているのが実態です。したがって、2倍に固定することが適当でない場合もあると考えられることから、2倍以内とすることで事案に適合した内容を可能とするものです。

改正内容な以上です。議案の2ページに戻っていただきまして、附則に記載のとおり、本条例の施行期日を平成27年4月1日としたいものであります。また、改正前の規定によります使用料等は、当該規定によるものとする第2項に経過措置として規定しております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 微妙な案件がこれで形になるわけでありましたが、地域説明会が4回ですか、それ以上あったと思っておりますが、この住民の皆さんの反応、それから一部、一時ありましたけれども、民間への移管も含めて、どのような地域のほうでのお話があったか聞かせてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 4回ほど説明した中では、特に病床を縮小することにつきましては、残念だという声もありましたけれども、おおむね同意的というふうを受け取っております。

それから他への移管等につきましては、将来的にはそれも含めて——この前も申し上げましたが、将来的には福祉施設等の併設もちょっと視野の中に入れて、順次当たっているところでして、すぐに何年ごろということでは今のところ進んでおりません。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 38 号議案 南魚沼市立城内診療所条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 38 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 39 号議案 医療再編時における医療提供確保施設条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 39 号議案 医療再編時における医療提供確保施設条例の制定につきましてご説明申し上げます。本条例は本年 6 月の基幹病院開院、県立六日町病院閉院から市民病院開院までの 5 か月間におきまして、医療的空白を防ぎ、人工透析をはじめとします政策的な医療を継続、確保するために、地方自治法第 244 条第 1 項の規定による施設として、一般行政病院を設置するためのものです。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。第 1 条は趣旨であり、先ほどの説明のとおりですが、本条例の題名を「医療再編時における医療提供確保施設条例」としましたのは、設置の趣旨を明らかにして皆さんに知らせる目的をもってのことです。第 2 条は施設の名称であり、「南魚沼市立六日町病院」とするものであり、第 3 条で施設の位置を現県立六日町病院として、施設をお借りして設置するものです。第 4 条病床数は、「一般病床 20 床」です。第 5 条診療科目は、第 1 号の内科から 2 ページ記載の第 9 号神経内科までの 9 科を予定しております。

第 6 条は診療時間、第 7 条は休診日の規定ですが、原則として日曜日及び土曜日、休日を除き「午前 9 時から午後 5 時まで」の診療を行います。ただし、各条のただし書で、人工透析に関しましては、夜間及び土曜日等にも実施しますので、例外としております。また、第 2 項に記載のとおり、市長が必要と認める場合には変更することができる旨の規定です。第 8 条、第 9 条及び第 10 条の料金納入及び減免につきましては、別表の規定も含めまして、城内診療所の料金と同じ規定内容です。第 11 条になります、その他必要な事項につきましては、市長が定めることとする委任規定です。

条例の主な内容は以上です。3 ページの附則に記載のとおり、本条例の施行期日を平成 27 年 4 月 1 日としたいものであります。なお、第 2 項で本施設の開院及び閉院の時期を、冒頭の記載のとおり期間とし、県立六日町病院の閉院する翌日に開院し、南魚沼市民病院の開院する前日に閉院とするものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと確認したいのですけれども、5 条の標榜する診療科目ですけれど

も、ここに9科目ありますが、これは医療再編時、医師の対応があれば標榜ぐらいしてもいいと思うのですけれども、医療再編時にいろいろなことがあるのでこういうふうになっているのか。もしくは、週1とかそういうのもいいのですけれども、実際にこの9診療科をこの中で行う予定なのか、そこだけちょっと確認をしたい。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 本当は全部やりたいというのが気持ちなのですが、ただ、今、医師確保ということで、新潟大学の医局、それから内山先生のほう、それと大和病院と調整をしております。基本的には6月、7月という期間と、8月、9月、10月という期間と恐らく2期間に分かれるのかなという気がしております。

例えばであります、基幹病院も先生方が余裕が出たり、あるいはうちのほうの看護スタッフも基幹病院がぐっと上がってくるにしたがって若干ずつ落ちていきますので、余裕が出た場合には、例えば婦人科であれば8月から、あるいは9月からできるものであればまた外来診療をしたいというのもございます。医療再編の進み具合といいますかを見ながらということで、ちょっと幅広く標榜させていただいております。

それからもう1点でございますが、特別委員会の中でリハビリテーション科というのをしておりますが、これは内科系の先生は確保してありまして、市民病院になりましても大西先生を助けていただくということでしておりますが、これは院内的に今も診療しておりますので、院内掲示という格好でリハビリテーションということと続けてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 そのようにできるだけやっていただく、努力をしていただくのは、非常に私も市民も助かるのですけれども、1つ困るのは、そういうふうにはっきりしないというのも市民の立場としては困るのです。暫定期間の間は。市の送迎バスも出す予定になっているようです。そういうのを絡めますと、努力次第で増えていくのはいいのですけれども、市民への周知といいますかそこら辺を、きちんとしてもらいながら、徐々にできるだけ市民が使いやすい、やりやすいような広げ方といいますか運用を行っていただきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 説明では、大和病院は199床を10月いっぱいはやるわけでありまして、主なる医師ということになると、これは基幹病院等からの派遣が主になるという考え方でいいのか。あるいは要するに、市民病院に異動される医師が率先して、なるべくこっちに時間をつくってきて、そして患者さんをそれなりに市民病院に誘導できるというような形で考えているのか、その辺を一つお聞きしたい。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 ドクターの件でございますが、皆さんに発表をいたしました初日ですか、口頭でやりましたが、大西先生——当然ですが大和病院で今在宅診療部長をやっている大西

先生から院長に就任していただくということでございますし、県からは1人常勤が参ります。もう1人でございますが、あとは自治医大といいますか、埼玉医療センターのほうから常勤的な先生が1.何人という形で来ますので、中心はその方でございます。あとにつきましては主なものは、新潟大学の医局が中心になります。医局といたしましても、基幹病院自体が新潟大学がかぶっておりますのでちょっと複雑なのですが、基幹病院から出るのか、医局から出るのか——同じ建物から出てくるのですが、教員という資格で来るのかというのが、ちょっとかぶせてしまいましたので。うちはお医者さんが来ていただければいいわけですので、そんな形を考えております。

今、診療枠につきましては、基幹病院が決まらないとちが決まらないという面がございまして、決まっているのが小児科は毎日という、ちょっと、ひょうたんから駒だったのですが、週2日というのが5日もよこしていただけるということで、そういうものもあります。集約しますというのは、皮膚科とか神経内科につきましては、集約をしたいということで新大の医局、あるいは基幹病院の医局がそうおっしゃっていますので、集約するものもあるということでございます。

とりあえずでございますが、最後のとりでといいますか、基幹病院だけはきちんと開院するわけでございますので、そちらとのシャトルバスということで慣れていただくといいますか、役割、分担ができるまでは、それらを活用して頑張っていきたいということでございます。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 うまく連携をとって——ぜひまたそういった派遣される医師団が、市民病院と連携をきちんととれるような関係が、より2つの病院を運営するにはいいのかというふうに感じました。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第39号議案 医療再編時における医療提供確保施設条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は1時15分といたします。

[午前 12 時 00 分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後 1 時 13 分]

○議 長 日程第 13、第 40 号議案 南魚沼市浄化槽市町村整備推進事業に係る戸別浄化槽条例及び南魚沼市浄化槽市町村整備推進事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。企業部長。

○企業部長 それでは、40 号議案について説明を申し上げます。南魚沼市の浄化槽の整備につきましては 2 本の条例で進めてきましたが、そのうちの事業の 1 本につきましては既に事業が終了しておるといようなことから、今回事業が終了しております条例と、その分担金条例を廃止するという。それから従前、本来明文化をすべき部分が明文化をされていなかったという部分がございます。それと条文の字句、そういったものを整理したいということということで、一部改正をするものでございます。今回の一部改正につきましては、2 条立てで構成をしております、1 条で南魚沼市浄化槽市町村整備推進事業に係る戸別浄化槽条例を改正し、2 条でその分担金条例を一部改正するものでございます。

それでは、内容について説明を申し上げます。新旧対照表の 5 ページをご覧いただきたいと思えます。第 1 条の関係でございますが、まず、初めに条例名であります。今現在は先ほどお話をしましたように、市町村整備推進事業で事業を進めておりますので、今回この南魚沼市浄化槽市町村整備推進事業に係る戸別浄化槽条例から事業名を抜きまして、「南魚沼市浄化槽条例」としたいものでございます。第 1 条の趣旨でございますが、条例の趣旨、あるいは事業の目的を明確にするために条文を整理するものでございます。

第 2 条であります、用語の定義でありますけれども、条文の内容を整理し、見直しをするということで、第 2 条の第 1 項の 1 号であります、「汚水」ということでございますが、「し尿及び雑排水」ということで規定をするものでございまして、現行では「付随する廃水」というようないい方をしておりますが、非常に付随する廃水ということでは不明瞭であるということから、「し尿及び雑排水」ということで規定をするものでございます。同じく第 1 項の 3 号であります、「浄化槽」ということでありますけれども、従前より市が整備をした浄化槽と、この条例の 14 条の規定によりまして、一定要件を満たした個人設置の浄化槽で市がもらい受けたもの、こうしたものもこの浄化槽の中に含むということで、今現在、市がもらい受けた浄化槽については 23 基となっているところでございます。同じく第 4 号から 6 号までは浄化槽名を変更するものでございます。

めくっていただきまして 6 ページをお願いします。第 3 条であります、処理区域及び設置ということでもあります。これにつきましても、内容を整理し、見直しをするものでございまして、第 1 項であります、浄化槽の処理区域の規定ということで、1 号で公共下水道、2 号で農業集落排水の処理区域であります、それを除く全域を浄化槽での整備区域、処理区域というふうにするものでございまして、従前では下水道の整備区域から全く白地の区域

といいますか、そういったものがあつたわけでありませうけれども、そういった区域をなくすという目的で1項についてはこういったものを明文化したということでございます。

2項でございますが、市が整備します浄化槽につきましては、従前は制限がなかったということでございますけれども、今回市が整備をする浄化槽については50人槽までとするという規定を新たに追加するものでございまして、今現在、未整備の世帯については大体300世帯位ということになっております。その300世帯の水道の使用料等を見ますと、今のところでは50人槽以上の浄化槽が必要なものはないというようなことでありますので、今回この2項で市が整備する浄化槽につきましては、50人槽までということで規定をするものでございます。

続きまして第4条であります。設置申請及び工事計画、第1項では浄化槽の名称を変更するものでございます。2項につきましては、浄化槽の申請におきまして、浄化槽用地の無償使用の承諾がなければ、申請をすることができないというような規定を明文化したものでございまして、この明文化の内容につきましては従前の申請でも、申請時にそういうふうなことで、申請者から了解をもらっていたわけですが、明文化をされていなかったということで、新しくこういった内容を明文化するものでございます。それから、第3項であります。内容的には大きくは変わっておりませんが、一部条文を整理するというのと、項ずれが生じておりますので、そういったものを修正したいというものでございます。

続きまして7ページであります。第4条の6項から9条までについては、浄化槽の名称の変更によるものでございます。めくっていただきまして8ページであります。8ページの15条、16条、それから18条、19条までは同じく浄化槽の名称の変更によるものでございます。9ページの20条であります。使用料の額ということでありませうけれども、先ほど第3条の1項で浄化槽の処理区域を変更したいというふうにしました。そういったことで現行の処理区域につきましては、別表で集落別に明示をしていたということでございますが、そういったことが不要になるということから、現行の別表の第2を別表の第1、別表の第3を別表の第2としたいものでございます。それから、第22条から27条までにつきましては、浄化槽の名称による変更でございます。

10ページをお開きいただきたいと思っております。別表第2でありますけれども、使用料から減ずる額というところでありませうけれども、10人槽を超える部分につきましては、現行では市長が別に定めるというような規定としておりましたが、ここを使用料から減ずる額を50人槽まで明示をするということで、使用料から減ずる額というのは、浄化槽のプロアーの電気料相当額ということで、使用料から減ずる額ということで50人槽までを明示したいとするものでございます。

続きまして、第2条関係であります。分担金条例のほうでありますけれども、これにつきましても条例名を「南魚沼市浄化槽分担金条例」というふうにしたいものでございます。続きまして第1条の趣旨、それから2条の受益者であります。これにつきましても事業が一本化をされているということから条文を整理するものでございまして、浄化槽市町村整備

推進事業を浄化槽設置というような表現にするものでございます。それから第4条であります、分担金の額ということでありまして、これが現行では10人槽以上の分担金につきましては、市長が別に定めるということで明示をされていませんでしたが、今回明文化をしたいということで、改正後では15人槽までを分担金の額を22万円、16人槽以上については浄化槽設置の事業費の国の標準事業費の10%ということで、受益者分担金の額として規定をするものでございます。

改正文のほうに戻りまして、3ページをお開きいただきたいと思いますが、附則でございます。附則の1項につきましては、施行日を平成27年4月1日からとしたいものでございます。2項でございますが、この今回の改正による経過措置ということでございます。それから、3項と5項では既に事業が終了している南魚沼市戸別排水処理に係る浄化槽条例とその分担金条例の廃止をする規定でございます。同じく第4項と第6項では、この条例の廃止に係る経過措置の規定をするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第40号議案 南魚沼市浄化槽市町村整備推進事業に係る戸別浄化槽条例及び南魚沼市浄化槽市町村整備推進事業分担金徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第14、第41号議案 南魚沼市ディスポーザー設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。企業部長。

○企業部長 それでは、第41号議案についてご説明を申し上げます。南魚沼市ディスポーザー設置条例の一部改正についてであります。ディスポーザーにつきましては、市内全域での使用を前提にこれまで国、あるいは県と話を進めてきましたが、新年度より従前の大和地域に加え、農業集落排水地域での使用を認め、流域そして浄化槽の処理区域でも一定条件のもとで使用を認めることとなりましたので、今回条例で所要の一部改正を行うものでございます。

内容につきまして3ページの新旧対照表で説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。第2条の定義でありますけれども、今ほど浄化槽関係の条例名が変更されたということにより、この2条を改正するものでございます。また、改正前の第5号、現行の第5号であります。改正後の3条で設置要件ということで規定をするため、ここでは削除をしたいものでございます。

第3条の設置要件等であります。改正前の第2条の第5項で規定をされていた内容でございますけれども、平成25年3月の性能基準を満たす認証製品のみが使用できるというような規定になっておりましたが、現時点で平成25年の3月の認証製品が8製品ということで非常に製品数が少なく、製品選択の幅が大きく制限をされているというようなことから、平成16年3月の認証製品のうち、市長が認めるものについて使用できるというふうにする内容でございます。なお、平成16年3月の認証製品数につきましては389製品ということで、非常に認証製品数は多くなっているところであります。

4ページをお開きいただきたいと思います。第4条であります。使用区域等ということでもありますけれども、第3号で「農業集落排水の処理区域」を新しく追加をしたいということでございます。また、第4号で一定条件を付しての使用ということで、一定条件を付しての使用を認める区域ということで、「市長が別に定める処理区域等」ということで条文を追加するものでございます。この市長が別に定める処理区域については、後ほどまた説明をしたいというふうに思っております。

第12条使用の停止、第13条罰則につきましては、新潟県からの一定条件というようなことで、ディスポーザー使用により下水道施設、あるいは排水の水質、そういったものに支障を生じた場合については速やかに使用中止を命ずることができるというような規定が第12条であります。13条であります。前条の規定による市長の使用中止命令に従わない者についての罰則規定というようなことで追加をしたいものでございます。

条例の説明は以上でございますが、先ほど来お話を申し上げております一定条件の内容について、施行規則の新旧対照表で説明申し上げます。5ページをお開きいただきたいと思います。施行規則の第4条であります。ディスポーザーの使用要件というような規定であります。市長が別に定める区域についての規定でありまして、流域下水道での処理区域及び浄化槽条例に定める浄化槽ということとしたいものでございます。

施行規則の13条であります。一定条件の内容について明文化をしているものでございまして、第1項で処理場や管渠への影響を継続的に調査し、管理者と定期的に協議をし、意見を求めるということで規定をするものでございます。ここでいう管理者は新潟県になります。それから、第2項では、その協議をし、意見を求めて、意見があった場合についてはそれに従うものということで規定をするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 予算審議の中でも伺いましたが、ディスポーザーの機種でございます。8

製品が 389 製品でしたか、ここまで広がるということです。この 389 製品全部を市長が認めるのか、まずこれが 1 点です。

また、加えまして、それこそ高齢者の世帯に普及させるということも含むものであれば、安全性といいますか、手がぐちゃぐちゃになるというような機種が多い中で、そういう安全性に配慮した製品がこの中に推奨してあるのかどうか。またメーカーに対して、そういうような機種の開発を促せるものかどうか。そういうお考えがあるのかどうか聞かせてください。

○議 長 企業部長。

○企業部長 まず 1 点目ではありますが、389 種類を全て認めるのかというようなお話であります。原則としまして、施行規則のほうで申請をするときに、その製品の評価証の写しをつけなさいということになっております。その評価証には製品の内容だとか、機能性だとか、そういったものが全て記載されていると思いますので、そういったもので最終的に私どもは判断をしていきたいというふうに思っております。全てを認めるということではなくて、その評価証の内容を見て判断をしたいということでございます。

それから、安全性というようなお話であります。この辺についてはもう当たり前のことでありまして、そのディスポーザーを使うことによって指がなくなったりというようなことが絶対にあってははいけませんので、こういったものについても、その評価証の内容、あるいは必要であれば私どものほうで実際にそのディスポーザーを使用してみるなり、というようなことでその安全性が間違いないものかどうかということはいくらと見てまいりたいというふうに思っております。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 補助事業としてやるわけでありまして、市長にこの安全性について、もう一度改めて市長の——やはり責任があるわけですから。こういうことの配慮、今現在でそういう機種があるなしにかかわらず、メーカーに対してそういうような、南魚沼市としてみればそういうような配慮、努力をお願いしたいが、というようなことをやっぱり私は考えてほしいと思っておりますが、その辺のひとつお考えがありましたら。

○議 長 市長。

○市 長 今、私の家に設置したものを、時たま管理者の了解を得ながら使っております。シンクの排水の口がありますね。あの口はなかなか人の手がすぽんと入るような大きさには普通になっていません。無理やり押し込めば入るかもわかりません。そして、ディスポーザーのいわゆる砕く羽が回るところは、そこからまたもう少し下で、ちょっと手を入れたぐらいでは手は届かないわけでありまして、例えば中に何か詰まったというときには、私は長い、相当長い箸でも持ってこうしないと取れない。

そういう状況ですので、まあ、やろうと思って無理やりずっと入れればわかりませんが、一般的にはあそこに手をすぽっと入れるということは、普通あり得ない。ただ、認知症とかといわれればあれですので、そうなりますと、やはり手が入らないためにどうするかといいますと、それはディスポーザーのほうではなくて、シンクのごみの入り口を、絶対に

手が入らないように十字にでも切れば——今は大体普通こうなって、それからゴムの受けがこうあるわけですね。そこへ十字でも置けば、どう入れたって入りません。それで物は大体入りますから、大きいのは大体バナナの皮とか、大根の切った端とか、そういうものが大体大きいし、魚の頭も入ります。いよいよであれば、いわゆるごみ拾いのときに使う挟むあれでこう入れてもらえば、それで結構なのです。

ですので、まあまず大丈夫だと思いますが、入れれば手はもう完全にもっていかれます。そこまで入れればですね。ですので、そういうことも含めて、高齢者の家庭等には十分注意をしながら、業者のほうにもそれはお願いをして、きちんとやっていくということを、また我々もそういうことについてきちんと対処していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○中沢俊一君 終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 41 号議案 南魚沼市ディスプレイ設置条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 41 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 42 号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 それでは、第 42 号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についての提案理由をご説明申し上げます。このたび道路法施行令の一部改正により、新潟県道路占用料徴収条例が一部改正されましたので、これにならい南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正をするものでございます。

道路管理者以外の者が、道路上や地下に一定の施設を設置する場合には、道路管理者から道路占用許可を受け、占用料を支払う必要がございます。国土交通省は、3年に一度の固定資産税評価額の評価がえに合わせて、平成 26 年 4 月 1 日から道路占用料の単価改正を行いました。それを受けまして新潟県は、平成 27 年 4 月 1 日から道路占用料の単価改正をすることとしております。市も県にならひまして、道路占用料の単価改正を行うものでございま

す。

それでは7ページをお開きください。新旧対照表でご説明させていただきます。道路占用料の額を規定しております第2条の別表でございます。右側現行の占用料の金額欄で、アンダーラインが引かれている金額を、占用物件により、それぞれ左側の改正案の金額に改正するものでございます。同様に11ページまで記載がございます。今回の改正によりまして、電柱や地下埋設管などの額は、2割程度下がっております。なお、金額につきましては県と同額としております。

それでは、5ページに戻っていただきまして、附則をご覧ください。施行日は、県と同様に、平成27年4月1日からとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第42号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第16、第43号議案 南魚沼市立病院の使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは、第43号議案 南魚沼市立病院の使用料及び手数料条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。今回の条例改正は、市立の医療機関の間におけます料金等の請求根拠につきまして、整合を図るために改正するものでございます。先ほどの第38号議案の城内診療所及び第39号議案の市立六日町病院の料金に関する基準と整合を図るものであり、内容を同じくするものであります。

新旧対照表により説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。3ページから4ページにわたりますが、別表第2条関係の改正につきましては、医療用の種類欄2項中、

4号国家公務員災害補償法の次に5号から8号まで記載の4つの法律を追加し、5号地方公務員災害補償法を9号とし、料金の算定につきましては、診療費の算定基準に合わせ、算定した金額の1.2倍を1.15倍に改定するものでございます。

同表4項中の自動車損害賠償保障法の料金の算定方法につきましては、市立の医療機関における自賠責保険請求の整合を図るため、2倍の金額を2倍以内の金額に改定するものでございます。

2ページをお願いいたします。附則でございますが、1項は施行日を平成27年4月1日からとしたいものであります。2項は経過措置でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第43号議案 南魚沼市立病院の使用料及び手数料条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第17、第44号議案 字の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、第44号議案 字の変更につきましてご説明を申し上げます。本案は5ページに議案資料といたしまして、字の変更を必要とした理由を添付させていただいておるところでございますが、平成23年の新潟・福島豪雨災害に係る土沢地区土地改良事業共同施行によります非補助の農地災害区画整理事業の換地処分に伴いまして、字を変更し、整理をしようとするものでございます。

議案3ページをご覧ください。議案1ページで別紙としております変更調書でございます。変更前の部分に記載の箇所につきまして、変更後に記載のように変更させていただきたいものでございます。

ずっとめくっていただきまして7ページには、字区域の変更箇所の位置図、めくっていた

だいた8ページ、9ページには先ほど申しあげました変更調書の字区域名称に係る変更前、変更後の字区域図でございますのでご覧いただきたいと存じます。

議案1ページに戻っていただきます。このたびの変更の施行日でございますが、議案本文中、中ほどに記載がございます土地改良法の規定による県知事の換地処分の公告のあった翌日から施行をさせていただきたいものでございます。なお、換地処分は本年、平成27年7月を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第44号議案 字の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第18、第45号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第45号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

このたび人権擁護委員としてご尽力いただいております関 宏子氏が、平成26年10月27日にご逝去されました。突然の訃報でありまして、市といたしましても各方面でのご活躍を期待しておりまして、まことに残念であります。謹んで哀悼の意を表したいと思っております。

関氏の後任として貝瀬秀行氏を人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するにあたりまして、議会のご意見をお伺いするものであります。貝瀬氏は長い教職員経験を有し、人格、識見ともに優れておられる方であります。なお、任期は平成27年7月1日から平成30年6月30日までの3年間となります。

皆様方から十分ご審議いただき、ご意見賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 45 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 45 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第 19、第 46 号議案 南魚沼市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第 46 号議案につきましてご説明を申し上げます。

本案は行政指導、処分に対します国民の権利利益の保護の充実のために、その手続を追加するという行政手続法の一部を改正する法律が、本年の 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、国の取り扱いに準じまして、法令違反を是正するための処分等の求め、行政指導の中止等の求め等の手続規定の追加のほか、条文にあります用語の整理をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明を申し上げますので、議案の 5 ページをお開きいただきたいと思います。まず最初は、目次の改正でございます。冒頭申し上げました追加規定に係る部分を記載のように加えるものでございます。中ほどの第 2 条の下線部分の改正でございますが、今回の手続法の改正において、「名あて人」の平仮名表記部分、それから次ページに出てくるのですが、3 条に「かかわる」という平仮名表記がございますが、その部分が漢字に改めましたことから、法に従いまして本条例においても適切に用語整理を行うものでございます。

めくっていただきまして 6 ページ、7 ページをご覧ください。6 ページの一番上、第 3 条は目次部分で閲覧いただいた追加に伴う改正及び先ほど申し上げました用語整理の部分でございます。下段の部分 33 条でございますが、行政指導の方式の改正でございます。処分する権限を行使することに際しまして、相手方にその根拠を明示する規定を加えるものでございます。

7 ページの 33 条の 3 項、4 項は改正に伴う項ずれの整理でございます。その下、34 条の 2 は、法律または条例に基づく行政指導を受けた者が、その指導が法律または条例の要件に適合しないと思う場合に、行政指導に中止等を求める手続の定めを追加するものでござい

す。

下段の第4章の2、34条の3は次の8ページにわたっておりますが、法令違反の事実を発見した者が法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求める手続の定めを追加するものでございます。

戻っていただきまして、ただいま申し上げました内容が改正文では1ページから3ページの1行目までの記載のようになります。

3ページをご覧いただきたいと思えます。附則といたしまして、第1項で、この条例は本年4月1日から施行させていただきたいものでございますし、第2項では本条例を引用しております南魚沼市の市税条例の条項のずれが生じますので、それにつきまして整理するための改正をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 わからないまま聞いているので申しわけありません。第34条の2ですけれども、「行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたもの」この部分なのですが、弁明の手段です。口頭でなすもの、文書でなすもの、あるいは場を設けてなすものとあるわけですが、この場合はどの部分がこれに該当するのですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今、言われた部分が全て該当する格好になります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第46号議案 南魚沼市行政手続条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第20、第47号議案 南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長　それでは、第 47 号議案 南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

南魚沼市では、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づきまして、自然災害等により亡くなられた方の遺族に対し災害弔慰金の支給を行っております。この南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例は、その手続等に関する事項を定めたものであります。平成 26 年度の豪雪につきましては、県内で新潟県災害救助条例が適用されている地域があり、新潟県災害弔慰金等に関する要綱の運用に関する通知に基づきまして、県内の市町村が今冬の豪雪で亡くなった方に対しまして災害弔慰金を支給する場合は、県の負担金の対象とすることとされました。

当市ではご承知のように残念ながら豪雪に起因する除雪中の事故によりお二方が亡くなられました。このたび、この県の制度を利用してご遺族に弔慰金を支給したいと考えております。しかしながら、現行の条例には根拠となります県災害救助条例が適用された災害を対象とすること及び県の要綱に準拠する旨規定がされていないことから、遅ればせながらこのたびこの項目を追加するものです。これまで規定がなかった理由としましては、これまでに国の災害弔慰金に関する法律の適用が主でありまして、県の条例等に準拠すべきケースがなかったためと思われまます。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。3 ページをお開きください。新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。第 1 条の目的に、先ほど説明しました弔慰金の支給の根拠とするために、「新潟県災害弔慰金等に関する要綱（昭和 50 年 9 月 1 日）」を追加します。あわせて 7 行目の災害見舞金を、障害を追加して「災害障害見舞金」に改めます。この中には記載がありませんけれども、この条例の第 9 条及び第 10 条の記載が、災害障害見舞金となっていること、それから県の要綱にも災害障害見舞金という規定になっていること、他市等の条例の例も参考にしてこのように改めるものです。

次に第 3 条では国の法律に規定する災害のほか、県条例が適用された災害を含めて、災害弔慰金支給の対象とするため、「新潟県災害救助条例」を追加するものであります。

改正内容は以上です。1 ページに戻っていただきまして、附則に記載のとおり、本条例の施行期日を予算、条例の決定をもって手続を行いたいため公布の日としたいものです。なお、2 項では改正後の条例の適用を本年 1 月 1 日以降に生じた災害に係る支給等としたいものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 47 号議案 南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 47 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 48 号議案 平成 26 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 48 号議案につきまして提案理由の説明を求めます。今定例会の施政方針の中で触れさせていただきました国の補正予算による「地域住民生活等緊急支援のための交付金」これに対します補正予算が整いましたので、提案を申し上げるところであります。

歳出では地域消費喚起、生活支援型としてプレミアムつきの商品券、飲食券の発行事業及び特産品をセットにしたふるさと名物商品販売事業への補助金と、事務費分として、地域消費喚起実施事業に 1 億 2,272 万 7,000 円を計上させていただきました。

もう一方の部分であります地方創生先行型には、必須事項であります総合戦略策定事業費と、南魚沼版 C C R C の調査、研究、開発を行うための移住定住促進事業費に、それぞれ 1,000 万円を計上させていただきました。そのほか小さな拠点づくりとしての市民バスの運行事業、少子化対策としての子ども・妊産婦医療費助成事業、不妊治療医療費助成事業、循環型社会の創造としての新エネルギー等普及促進事業費、バイオマス利活用事業、食とスポーツによる町おこしとしての観光振興事業として、あわせて 6,540 万円を計上させていただいたところであります。

なお、今ほど議決をいただきました、1 月に 2 件の雪害死亡事故が発生したことによります災害弔慰金の支給について市町村が支給する当該弔慰金の 50%を県が負担できることになる、こういうことを条例で今、議決をいただいたわけでありましたが、新潟県災害救助条例が 2 月 10 日に適用となりました。これに対しまして当市に該当できるように、今、条例の改正をいただいたわけでありまして、災害弔慰金あるいは援護費として 750 万円を計上したほかに、浦佐本町の旧かわちや倉庫が大雪によりまして倒壊の危険性が出たことによりまして、近隣への重大な被害を未然に防ぐため、市で建物解体等の緊急工事を実施したことによりまして、防災一般経費に 522 万 6,000 円を計上いたしました。

歳入では国庫補助金に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金として、消費喚起型及び創生先行型合わせて 1 億 9,320 万 3,000 円を計上いたしました。また、県負担金には災害弔慰金の負担金として 375 万円を、そして雑入といたしまして、危険家屋に係る事務管理の

実費徴収金として 522 万 6,000 円を計上いたしました。なお、全体事業費によります収支調整分 1,867 万 4,000 円は予備費から充当させていただきました。

これによりまして、歳入歳出予算の総額に 2 億 217 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額で 369 億 3,579 万 3,000 円としたいものであります。なお、この国の補正予算によります部分につきましては、いずれも平成 27 年度の執行となるために、翌年度に繰り越して執行ができるように繰越明許費として計上いたしました。

詳細につきまして総務部長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、第 48 号議案の詳細、かなり詳細な市長の提案理由でございましたが、あわせてご説明を申し上げます。それでは、8 ページ、9 ページをお開きください。事項別明細書 2 の歳入でございます。市長が提案理由で内容を申し上げたところでございますが、上段から 13 款 1 項 6 目総務費国庫補助金、総務管理費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、「地域消費喚起型」、「地方創生先行型」、それぞれ人口や財政力等で補正されまして、算定されて内示された額の計上でございます、合わせて 1 億 9,320 万円の計上でございます。

中段 14 款 1 項 1 目の民生費県負担金、災害救助費では、ただいま市長が申し上げたところの災害弔慰金支給に係る県の負担分 10 分の 5 相当額で 375 万円の計上でございます。

下段の 19 款 5 項 3 目雑入でございますが、今ほどの提案理由にもございました倒壊の危険が生じた家屋について、倒壊による重大な被害の発生を防止するため、民法 697 条事務管理という規定に基づく緊急解体工事等の費用について、建物所有者への償還請求分 522 万円の計上でございます。

当該建物は所有者の破産によりまして、空き家となっていたものでございますが、本年の 1 月 22 日に倒壊の危険が発生しまして、建物の所在位置が浦佐本町の高圧電線が架線されております県道沿いにございまして、近隣は住宅連担がある地域であったことから、倒壊によりまして近隣に重大な被害の発生が予見されました。民法の「事務管理」の規定に基づき、所有者本人の意思を確認した上で、市が管理者として同日の 1 月 22 日から建物解体の緊急工事を実施いたしました。2 月 2 日に完了をもって危険を回避した上で、所有者に工事費等の費用の支払いを通知したところでございますが、所有者の破産処理が 2 月の末に終了いたしまして、裁判所から破産法によります当該費用を含む所有者が抱えている債務の免責が決定されました。工事費等の費用に係る市の管理者としての負担する債務が、今の時点で確定いたしましたことから、費用の支払いに係る歳出予算及び同じく民法の事務管理 702 条に規定する部分でございます、事務管理に費用を負担したときの償還請求権があるわけでございます。それに基づき所有者に負担した費用の請求をいたしますので、ここで歳出予算に合わせて歳入予算も計上させていただくものでございます。以上が歳入の補正でございます。

めくっていただきまして 10、11 ページをご覧ください。歳出につきましてご説明申し上げます。

ます。まず1段目の表でございます。2款1項7目企画費、9目のバス運行費は、ともに「地域創生先行型」の交付金に対応する事業の計上でございます。企画費の説明欄、上段の丸、総合戦略策定事業費1,000万円は、人口ビジョンの策定のための現状分析及び将来展望に必要な調査分析と、総合戦略の客観的指標設定のための現状分析及び市場調査に係る調査委託料のほか、策定委員会経費で委員の皆さんの報償、費用弁償及び消耗品費の計上でございます。

次の丸、移住・定住促進事業費、これも同じく1,000万円でございますが、南魚沼版CRCを推進するものでございまして、移住のニーズ調査、地域に適合した移住プログラムの研究開発に係る調査やお試し居住プログラムなどを実施する団体への補助金のほか、産・官・学・金・労・言の参画によります推進組織に係る報償、費用弁償、消耗品等の計上でございます。

次の9目説明欄の丸、市民バス運行事業費でございますが、今般コミュニティーを結ぶ市内循環バスとして大きく運行形態を見直しいたしました市民バスの運行でございますが、先にご決定いただきました当初予算に、停留所、バスストップの表示や時刻表の作成経費を追加することといたしまして、それをもって市民への周知を充実させるものでございます。350万円の計上でございます。

中段3款2項1目子育て支援費でございますが、切れ目のない支援によりまして、定住人口の増加と子育て世代の転出者の減少を図るために当初予算でご決定いただきました、説明欄記載の医療費助成事業、市単独分の計上でございますが、子ども医療費では当初予算計上の6,214万円のうちの3,000万円を、妊産婦医療費のほうでは1,520万円のうち1,000万円を計上させていただいているところでございますし、不妊治療では555万円、これは当初予算全額計上分で、合わせて4,550万円の計上でございます。

下段の4項1目災害救助費は、歳入で申し上げました災害弔慰金支給2名分で750万円でございます。

めくっていただきまして12、13ページをお願いいたします。1段目は4款2項1目環境衛生費、次の6款2項1目、林業振興費の環境共生、それと循環型社会の創造に係る部分でございますが、これにつきましても「地域創生先行型」交付金対応の計上でございますが、ともに当初予算でご決定いただいたところの720万円、100万円を計上するものでございます。3段目の7款商工費でございますが、1目商工業振興費の部分1億2,272万円でございますが、「地域消費喚起型」に対応するものでございまして、20%のプレミアムつき商品券発行事業で、1,000円券12枚で1冊1万円を4万冊、発行額にいたしますと4億8,000万円、それと25%のプレミアムつき飲食券発行事業で、2,000円券、4万枚、発行額で1億円に係る市内商工会への補助金、印刷費等の事務費分で1,512万円、プレミアム分で1億円の計上でございます。その下の部分でございますが、30%のプレミアムつきふるさと名物商品販売事業は、12,000円、1,000セットの販売、販売額で3,600万円に係ります特産品協会への補助金、広告費、発送手数料等の事務費分で400万円、プレミアム分で360万円の計上でございます。

2目観光振興費の部分でございますが、「地域創生先行型」に対応し、地域の情報発信と交流人口の増加を図るものでございまして、説明欄の丸、観光振興事業費 815 万円は、当初予算でご決定いただきました観光事業補助金、当初予算 1,206 万円のうち、グルメライド、グルメマラソン、コシヒカリトレイルに係る補助金 715 万円、グルメイベント推進事業補助金では当初予算 200 万円の計上を決定していただいているところでございますが、食によるまちおこしイベントの補助で 100 万円の計上でございます。

最下段、9款3目防災費は、歳入の部分でご説明申し上げました危険家屋の緊急解体に係る説明欄記載の所要の費用 522 万円の計上でございます。

めくっていただきまして 14、15 ページをお願いいたします。14 款予備費でございますが、事業実施に伴う事業費の変動に対する公金の有効活用を含めまして、収支調整で 1,867 万円の減額をさせていただいているところでございます。

戻っていただきまして 4 ページをご覧くださいと思います。市長の提案理由にもございましたが、記載の 9 事業につきまして、繰越明許費として設定させていただきたいものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、以上ご説明申し上げました事項によりまして、歳出歳入予算総額を、歳出歳入それぞれ 369 億 3,579 万 3,000 円とさせていただきたいものでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 私が元々ちょっと勘違いしていた面があったかもしれないので、わかりづらかったのですが、今の歳出の部分で説明いただいた、例えば消費喚起型は商品券の部分でそれは理解できるのです。けれども、そのほかの先行型のほうの事業ですが、これは国の平成 26 年度補正で、私どものほうの会計も平成 26 年度の 9 号の補正ということで平成 26 年度に入りますね。今の説明の中の、例えば子ども医療費助成については、6,000 万円のうち 3,000 万円これを見ているというような話でしたけれども、これは平成 26 年度予算の 6,000 万円ということなのか。そこら辺がちょっとごちゃごちゃしているのもう 1 回お願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ちょっとわかりづらい説明で失礼いたしました。あくまで、先般ご決定いただきました平成 27 年度の当初予算ということでお願いいたします。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 私だけわからないのかもしれないのだけれども、平成 26 年度の補正で補正措置をして、ここに出てくるのは平成 27 年度の予算の中で。例えば方法としては平成 26 年度の補正をしたのだから、そのままぼんと増やして、それを繰越明許にして、それをまた新たに平成 27 年度予算にプラスして使うという方法が 1 つありますよね。そうではなくて、平成 27 年度で今回議決した中の部分に、平成 26 年度の予算のものを含めるということなのか、

ちょっとわからない。

○議 長 総務部長。

○総務部長 前倒しという考え方をさせていただいて、平成 27 年度にのせてあるのですが、全部ではございませんが、要は重複計上のような形でございます。平成 27 年度当初でのついていたものを、この交付金を活用して平成 26 年度にもう前倒しさせていただいて、平成 27 年度につきましては、その部分については今、上がっている部分を基本的には補正減のような形の考えでございます。

ただ、環境共生等にありますように、このたび補助金を倍増したような部分につきましては加える、今、補正で盛った部分を加えていく。ほかの部分については原則平成 27 年度予算とだぶりの部分でございますので、この部分の内容については平成 27 年度当初から、ちょっといつの時点かというのはまたございますが、原則引かさせていただくという考えでございます。以上でございます。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 何となく理解できました。ただ、そうしますと、国が進めているといえますかやろうとしている地方創生の先行型というか、この補正のやろうとしている子育て環境の整備みたいなものは、このメニューの中に入って、もろに当たっているのでもいいのです。けれども、新年度の中に入れてそれを今度は減額補正するとなると、国がさらに子育て環境をよくしようとしている部分が薄れてしまうというか、普通の私たちの予定していた事業しか展開できない。国はもっとそれに上積みして、地方創生のためにいろいろ子育て環境とかを整備しなさいというふうに補正していると思うのですけれども、そこら辺、ちょっと物足りなさを感じませんか。

○議 長 市長。

○市 長 これは塩谷議員の一般質問のときですか、ちょっと申し上げたとおりであります。先行型という部分でありまして、何かを新しくどんと持ち出せるということがあればいいですけれども、なかなか全く新たな項目というのは、この補正の中で対応することが非常に難しい。そこで、我が市でやっております先行、他市町村に先駆けてやっている事業、これを今度はきっちりともっともっと拡充しながら定着させていこうということで、その総合戦略版は平成 27 年度につくるわけです。さっきの 1,000 万円という総合戦略策定の中で。

しかし、今、交付金が先行型に充ててくださいよということで来ていますので、その斬新な、他の自治体より一歩先んじている部分については、この先行型でまずやって、そして、平成 27 年度以降、今度はどういうふうに拡充していけるか。それによってでは国がまたどういう支援ができるかと、ここが出てくるわけです。

ですので、どうしてもこれからも拡充していきたいし、どんどんと市の看板としてやっていきたい事業を、ここに今先行型で上げさせていただいたということです。ですから、今言ったように二重計上の的になってはいますが、これはやっていく中で例えば、今の補正で足りな

いという部分が例えば出たとすれば、平成 27 年度で決定している予算をまたそこに足せるわけです。状況を見ながら減額するか、減額しないでそのままいくかということは、また判断させていただく。ですので、すぐに 6 月に全部減額補正が出るというものでもまたない。こういうことをご理解いただきたいと思います。

急ですから、なかなか総合戦略を練った上で、こういうことをやっていこうと戦略的なものはなかなか今は出てこない。我々が先んじてやっているという部分について、これはもっともっと充実させようと、そこについて先行型のお金を今入れさせていただいた。総合戦略の中では、その部分をまたきちんと強調しながら、次年度以降ももっともっと拡充できるような体制をとっていききたいと、こういうことであります。お願いいたします。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 若干関連する部分と、また 2 点だけ確認させていただきたいと思います。今の部分と関連でございます子どもの医療費に関しては、我が市は本当に県内でもトップクラスで、私も市民の一人として誇りを持ってまいりました。そういう部分で、ここで、私も認識不足だったものですから、今、来て確認をしまして、今後期待したいと思っています。

今回、各自治体でかなりこの部分に関して力を注いでおります。それで、我が市として、今までトップクラスかと思うのですけれども、今現在、市が掌握している我が市の置かれている状況、ほかと比べてこういう点は——例えば今まで 4 歳まで完全無料化だとか、中学 1 年生まで、第一子からだとか、ほかにはない部分をかなりやってきたわけです。今回、そういうほかの情報の中で、南魚沼市がまたさらに、今現在でも走っていますと、そういう走っている中でまた新たにやりますよ、という市民に対するメッセージも兼ねた情報がありましたらちょっとお聞かせいただければありがたいと思っています。

2 点目であります。これはプレミアム商品券の件であります。これは本当に自治体として英断をしていただきまして、感謝申し上げたいと思っています。地域の消費喚起のきっかけになり、消費拡大になればと思って期待しているところであります。

そこで、2 点だけ確認したいのですけれども、この内容の詳細につきまして何%かとプレミアムの部分はありましたが、例えば地元の小型商店に対する配布の部分、そういうのが今、出てこなかったのですけれども、前は大型の店舗との兼ね合いがあったものですから、どのような状況になっているのか、確認の意味でお聞かせいただきたいと思います。

もう 1 点の部分は、予算的に決定したわけですけれども、もう皆さんが本当に知恵を絞ってこういう形にされたわけでございます。この予算額が決まった中で、例えば中で多少は変動ができるのかどうか、もう、今の方向性というのはこれ以上ないのかどうか、その部分をちょっと確認をお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 議員の 1 番目のご質問の、我が市が他市に先駆けて、先んじてという部分は、全国的ということになるとちょっとわかりませんが、県内ではいつも申し上げておりますように無料化ですね。入院、通院ともに無料というのは我が市が一番だと思っています。

それから、先ほどの予算で決定いただきました不育治療の部分、これは見附市さんに次いで2番目。この辺は相当突出している部分だろうと思っております。

無料の部分在今后、例えば小学入学まで引き上げられるか否かとか、そういうことも含めて、またこの中では検討していかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いたします。他については、大体その程度——あとは似たりよったりであります。ただ、聖籠町さんが保育料の無料とか、豊富な財政にものをいわせてそういうこともやっておりますけれども、一般的な市のクラスでは、まあまあ大分トップクラスのほうだと思っております。以上です。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 プレミアム商品券ですけれども、1,000平米以上を大型店としまして、使えるものは大型店6枚、小売店6枚ということで、半々と考えています。前回は半々でしたけれども、大型店の利用は36%程度でしたので、今回もそのくらいだろうと思っております。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 子育てに関しましてはまだ情報をつかんでいないみたいでございまして、医療費ですかね、本当に市長の心強い——いつも子育てに関して、特に医療費に関しましては、トップを走ってきたと私も自負している一人でありますし、今回も不妊治療という部分で、今まで子どもさんが欲しくても授からなかった方に関して、こういう部分の措置をとってもらったということに関しては、本当に敬意を表したいと思っております。

プレミアム商品券の件ですけれども、例えば可能かどうか、絞ってきて今これで変動できなければ、私の1つの考え方としまして、例えばプレミアム商品券で子どもさんが3人以上いるとか、多住世帯とか、そういう部分に関してまたプレミアムを変えるというのは難しいのかもしれないけれども、優先購入権というか、その購入を例えば1人が1枚とかそういうのではなくして、そういう多住世帯の方には2枚権利がありますよとか、3枚ありますよとか、そういう観点での子育て応援というものは可能かどうかということをお聞かせいただきたい。こういう部分に関しては、まさに今、国が言っている本当に子育ての支援に関する1つの部分なので、全くもうこれはできないということであれば別ですけれども、そんな考え方に関していかがお思いでしょうか。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 プレミアム商品券は、一応4万枚といいますか4万セットしていますので、市の世帯が今、今年の12月31日で1万9,000世帯ですので、1世帯に2セット、2枚ずつということで一応検討しております。今、言われました件につきまして、できるかどうか検討して、できるようでしたら対応したいと思っておりますけれども、今のところ回答は検討するというようお願いしたいと思います。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 検討するということですのでけれども、ありがたいと思っております。市長、こ

ういう部分を私はやはりいじらしさというか、子どもさんが多住世帯の中で一生懸命頑張っておられる、そういう姿を見て、ぜひ市長の所見がございましたらお願いしたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 このこと、あるいは生活困窮者的な部分ですね。そういうところということも、ちょっと発想としては持つてはみましたが、その把握が非常に難しい。そうなる和我々が送ってやらなければならない。買いにおいでいただくわけですから。その人がそれに該当している本人か否か、ここが非常に難しいところがありまして、今検討ということになります。

私がいって、俺は子どもが3人いるから、これでは信用されませんが、3人いると——皆さんというのは皆さんです。3人いるともいえる、それはああそうですか、証明するものがなかなか出てこない、ここが非常に難しいところがありまして、課長も商工会とのまた相談もありますので、その辺が、ただ難しいと思います、本当のところ。把握ができないということ。我々は把握できますよ、多住世帯とかそういうことは。だけれども、それが本人か否か。全部配布する、配布すると買いたくない人はどうするのだということもまた出たり、なかなか難しい。先進地も先進事例もありますので、ですから検討して、できるようならそれはやらせていただきたいと思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 ちょっと遅くなった回答になりますけれども、組み変え的、中で内容をかえたりという質問があったかと思いますが、繰越事業になるということで、ここに上がっている項目の金額は変えることができる、これ以下で実施するというのと、あとここに上がっているふるさと商品券の発行とか、ペレットストーブ、太陽光エネルギー、これは変えることはできませんが、その中で誰に配付する、何割配付するというのは、これからのことになるかと思いますがよろしくお願いいたします。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 11ページの移住定住促進事業費についてお伺いします。今ほど出産、育児の話がでましたが、このC R C、近い将来には3兆円産業になるというふうに予想されているわけでありまして、これが全国自治体にばらまかれるわけではありません。選考したそういう適地についてある程度集中してなされるわけでありまして、こういうことがコウノトリの役割をする。これは各企業が待遇を改善するとベビーブームが起こると同じようなことを、私は多分各自治体では期待して、これにかかっていると思っています。ただ、そのコウノトリは赤ん坊を入れたかごをくわえて飛ばなければならないわけです。スズメがこれをくわえて飛んでいくことはできないわけですから、ある程度事業規模が必要だと私は思っています。市長が再三おっしゃっておられるその400人規模というのが、これに適当な規模と思っておられるかどうか、それについて1点だけ確認させてください。

もう1点ですが、やはり事業主体が一番の要なわけでありまして、私は総研さん、またそ

れを紹介してくれた県の尽力に対しては、私も一市民として本当に感謝をしているわけであり、ただ、総研さんといっても、私はコンサルタントの面がかなり強いというふうにみております。実際に自分の三菱系列に情報を流しながら、この事業主体を探っていく。どこから取得された情報を流用してもいいですよということは、これは第3回の勉強会で総研さんからも確認してあるわけでありましてけれども、これは私はかなり広範囲に事業主体になり得る企業に公開した中で、選定作業にかかわっていただくのが、普通考えられる一番いい手段ではないかと思うのです。この辺の各種団体の絞り込みといいますか、そういうことについてどういうことを想定しているか、それをまず伺います。

それから、この南魚沼の総合力をどういうふうに生かしていくかという、この戦略的な事業でありますから、市民のある意味代表たる我々議員は、途中で審議をされる内容、情報について、どの程度の知り得る機会があるのか、この辺について確認させていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 規模的な分については、それこそ一般質問の際に申し上げました。今この200世帯400人で、それでよしとするものではないわけでありましてけれども、それでは5,000人、6,000人ということは今ぼんとすぐ打ち出しても、なかなかそこにすぐに到達ができる部分ではありませんので、呼び水の部分から入っていくということでもあります。

ですので、いずれはコウノトリよりでかい鷲や鷹になっていくのだろうと思っておりますけれども、かごを運べないほど小さい鳥で、そのまま終わるということ想定しているわけではございません。当面はですので24日に東京でプレゼンしてくる際にも、まずはその規模で始めます。そこから入ります。そして南魚沼、あるいは魚沼圏域全体、大きくなれば新潟県全体ですね。そういうことも想定をしながらやっていかなければならないと思っております。

事業主体ですけれども、これは議員がご心配の、例えば三菱総研さんが事業主体になるなんてことはまずあり得ないと思えます。「もちろんそうです」と叫ぶ者あり)はい。それで、結局これはその後の議会の皆さん方の立ち位置的なことにもかかわってきますけれども、協議会をつくるわけです。ここでそれぞれの立場の皆さん方からおいでいただいて、どうということ、そしてその情報はどんどん、どんどん発信しますから、あそこには流さない、ここには流すということはしませんので、広くこの事業にかかわる皆さん方を募る、あるいは選定していくということになっていくわけでありまして。そうしなければ、1つの例えばどこかがもう全体的にすぐやるよなんてことは、なかなかでき得ないことでもありますので、総合的にその企業の皆さん方の力を結集してやっていただく方向を我々はやはり誘導していかなければならないと思っております。

議会の皆さん方が、どういう部分にここでご協力いただけるかということ、これからまたそれぞれ協議等も含めて、今どこに皆さん方を位置づけておくということ、これをまだ頭の中で想定しているわけではございませんので、この協議会的な中でどういう位置を果たしていただくか、あるいは特別委員会を設置していただくのか。その辺も含めて、これからまた議会の

皆さん、いわゆる議長のほうと相談をしながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 火つけ役といいますかね、その例をここでまず400人で示した場合は、当然ほかの市町村が大規模にやった場合ですね。そうするとほとんどいいところ、おいしいところはほかの自治体にいってしまうわけですね。それから、何度も申し上げますが、これは競争ですから、最初の話題性になるような、またそれだけのボリュームがないとなかなか先行の優位さというのが私は生きないように感じておりまして、これは事業のセオリーであります。そのことについてもう一度考え直していただきたいというふうに、事業家としては、そういうふうに思うと私は思うのです、事業としてのあれですよ。それが1点であります。

それから、もちろん三菱総研が事業主体になるわけがありません。3回目の勉強会のときにも、三菱総研がきたからといって我々が事業主体を責任をもって選べるわけではないと、はっきり言いましたものですから、特にこの辺は広い事業主体への参加を宣伝していただきたいと思っています。総研としても、トヨタの水素エンジンの特許無料公開がありましたけれども、本当に将来大きく3兆円産業になるのであれば、ここで広く事業主体を公開して、ほかの系列がとったとしても将来自分たちの総研の利益になるのであれば、いろいろな形で展開を図るわけでありますから、これはやはり県のほうと、総研のほうとよく申し入れて、その事業主体の選定だけはしっかりと私はしておくべきだと思っております。

それから、私は友好、親善、ユージン市の例を申し上げましたが、先ごろ聞くところによりますと、十日町市長さんはニューヨークに行って十日町の産業のトップセールスをしてこられたというふうに聞いております。せっかくこのユージンで複数のこういうCCRCの結構中堅、有力な事業体が展開しているわけでありますから、気候もある程度似かよった部分もあるということであれば、となりのカリフォルニアを含めて、私は市長から外資へのトップセールスも含めながら見てきてほしい、情報をトップみずから収集してほしいと思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 規模的なことについては、何度も申し上げますけれども、議員はなかなかご熱心で、遅れては大変だ、人にとられては大変だという部分ですけれども、先般もちょっと会議の際に示したと思うのですが、今、日本全国の中でこのCCRC的なことを検討している、大学主導でやっているところは、徳島とか、あるいは秋田とか出ていましたね。それから金沢ではCCRCといえるかどうか別にしてやっている部分もある。我々のところはそことまた全然形が違った、大学主体ということではなく、それも連携する、病院も連携するということです。

ですので、これが構想だけかく広げて、それで人が集まるかという、そういうものではないと私は思っています。着実に28年度からこの部分に入ります。それ以降、これから協議会の中でまた検討はしていきますけれども、それ以降ではどういう形で広げていくのだ、

ビジネスチャンスがあるのだとか、そういうことをきちんと示していくことが私は大事だと思っております。

一気に 5,000 人、1 万人という規模をぱっと広げても、それに我々が今すぐここで対応できる案がないわけです。土地はではどうするのだとか、今そこにすぐ土地が何百ヘクタールもそこにあるということではないわけです。ですので、それは議員からみるとちょっと足踏み的に見えるかもしれませんが、この事業を確実に、着実に実行していくためにこういう形から入らしていただきたいということでもあります。

事業主体はおっしゃるとおりですから、広く募ります。しかし、誰でもいいというわけではない。金融機関からも我々はまたお願いしようと思っっているわけですから。ですので、これは今私がここでどこそこ、どこそこということは全く申し上げられる段階でもありませんけれども、意欲のある、そして資金的にもきちんとしている、あるいは社会的にも十分信用度のある皆さん方から、この事業体、事業主体の中に入れていただきたいというふうに考えております。

ユージン市であります。必要であれば私は別にどこに行かないというわけではありません。飛行機嫌いはそれはそうですけれども、行かなければならないところへ行かないということではございませんので、そういう必要性が生ずれば、当然行ってまいりますし、どこそこに行かれないということを使うつもりはございませんので、よろしく願いいたします。以上です。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 この検討会、審議会の中でさまざまな事業主体候補がくるわけですが、そういうところから、ここだけの土地があつてこれだけのあれがあれば、うちはこの規模でやりますよと、こういうのが必ず出てくると思うのです。その辺を柔軟な対処をしていただきたいと、事業ですから。

それから、3 番目の市長のトップセールスですが、私どもは期待をしておりますし、ある議員から議員だつて行つてもいいというような話もありました。本当にこの辺のことは、市を挙げての総合戦略であれば、私は少し考えていただきたいと思つていますが、以上で質問を終わります。

○議 長 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 まず、地方創生予算、メインの予算ということなので、ここをまず聞いてみたいのは、市長の中で他の自治体の話もちろちろと聞いているとも思うのです。こういうのをやっていくよという、新聞に出たりもしているのもあるし、その中でおもしろいなというふうに地域によってできるものもあれば、できないものもありますけれども、この南魚沼に。そういう点、他の自治体について、他の自治体でおもしろいなという事例があればちょっと市長の考えを聞いてみたいのと、どれだけアンテナを張っているかをちょっと聞いてみたいと。試すみたなことを言つてすみませんけれども、そこをちょっと聞いてみたいなのというのが 1 個。

あと9ページ、この危険家屋に関する、これ説明は聞いていたのですけれども、わかったような、わからないような、要は500万円、解体のほうでお金がかかりましたけれども、この部分満額もらえるということなのか。上げるだけ上げなくてはいけないということなわけですよ、最後の。

次は12ページです。12ページ、プレミアム商品券、これはこれでいいというふうな思いもありますけれども、ただ、もうちょっとひねりを加えて、例えば私はずっと前から思っていたのは、市長にぶった切られたという点もあるのですけれども、覚えているかどうかわかりませんが、市で子どもの手当とかをこういうふう商品券にして、ひもをつけてやるとか、あとは職員の手当とかも——こういうふうなプレミアム商品券ではないですよ、プレミアムはつけないけれども、こういうふう市の商品券を使って、プレミアムも外して配付していくというのも一つのメッセージになるわけですよ。今、先ほど聞いたところ36%が地域の中小でやったということなので、地元の中でこの商品券を出す、南魚沼の中ではこの商品券を出す意義というのは伝わっているとも思うのですが、それでもできるだけ、地域の例えばもいろいろなお金を循環するための仕組みづくりの1つとして、そういうふうなことを考えていくのもひとつではないのかというふうな思いがあります。

あと、ふるさと名物商品券、これは私が端的に思うのは、事務費400万円で、プレミアム分360万円だと、もうちょっと説明を聞きたいという思いがあります。なかなか事務のためにお金を配っているのかというふうにも、すいません、物騒ないい方になると感じてしまいますので、もう少しお話をいただければと思います。

○議長 市長。

○市長 他の自治体、今私が情報が入る部分は、全国の市長会の事務局部分、あるいは新聞等であります。その中でこの先行型といわれる部分については、大体がやはり子育て支援とか、人口減対策とかそういうことの中で、これはすばらしいと思うような部分についてのところはまだ私は存じ上げないところであります。

我がCCRCは全国で一番進んでいる斬新な——この部分はですよ。しかし、ほかになかなか今、アンテナの張り方も少ないのかもわかりませんが、議員の皆さん方で何かつかんでおられて、こういうことはどうだというようなこともあれば、これはまたお聞かせいただければと思っております。

結局どこの自治体も予算的にも急なものでありました。そして内容もなかなか、自由に使えるとはいっても相当の縛りといいますかがありまして、全く自由に使っていいよというお金でもないわけでありまして、その辺が非常にどこの自治体も苦慮しながら、でも何とかこれを生かして次につなげようということを出てくるものだと思っております。今回は、そう確か、あっと驚くようなものというのはそう出てこないのではないかと。総合戦略版を今、平成27年度、全部の地域が練るわけですから、この中では相当やはり知恵の出し合いになりますから、いろいろなものが出てくるのだろうということは感じております。

商品券のことについては、前にもお話がありましたように、例えばお子さんの生まれたお

祝いという部分では結構ですけれども、職員に商品券で給料を配るといふわけにはいかな
いわけです。これはよくご存じで、現金で配らなければならない。今、本来振り込みだつて、
全部了承をもらって振り込みですから、なければ現金配りですよ。これはもうそういうふう
に法律で決まっておりますから、これはなかなかでき得ない。お願いすることはできます。
お願いをして、それでいいかといったときに、商品券でいいやといえ配ることはできま
すけれども、それを印刷する手間だけで大変なことになります。職員分はちょっと別にして、
子育て支援的なことの中でのその商品券の活用なんていうのは、これはまたいい方法であろ
うというふうには思っております。あとは部長のほうからお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 上げなくてはいけないから、上げたものです。当然、債権が生じますので、
解体する際には、これをかわって負担してくれと。ただし費用については請求しますよと、
そこで契約が成り立っております。事務管理の場合は、要は立てかえ払いではなくて、かか
った費用をその所有者そのものが工面できれば直接、今回は工事した施行者さんに払うこと
ができるのです。ところが、ちょうど財産処理中のごさしまして、その中で何がしかでも工
面できる部分があるかもしれないということで、破産処理をやっている弁護士さんが一緒に
所有者とお話をしてくれていたのですが、残念ながらやはり大変上位にいる担保権者が
多くて、あと、どうしてもお持ちの財産物件が全部まだ売れていないのです。ということは、
破産処理が終わった時点で、現在の所有者は破産したとはいえ、処分できないその名義の財
産を持っているわけです。

それが例えば売却できて、自分のところへ所有がある、さもなければ、今きちんと一生懸
命働いていられるわけですから、当然その部分で市に対する債務を返す義務は持っておりま
してこちらは請求する権利がございますので、すぐどうこうはできなくても、これをきちん
と市の債権として管理して、時効は民法が改正になると5年になるかもしれないですが、今
のところ10年ございます。その間はきちんとその債権を管理して請求した中で、収入を得て
いく対応をしていきたと思います。それで予算にきちんと計上させていただきました。以上
でございます。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 ふるさと商品券ですけれども、プレミアム部分よりも事務費のほうが多
いということで、確かに私もそう思ったのですけれども、この市の物産をこの市で売るので
はなく、都会のほうに売りたいということで、そのPR費として、新聞、雑誌、そういう
もので南魚沼市の特産品をPRしたいということで、その宣伝部分が多いということで事務
費が多くなったということです。以上です。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 まず、ふるさと名物のほうからいきますけれども、一般質問でもされまし
たが、坂戸市さんのほうとか、武雄市さんのほうでは、自治体の看板を使って商品を買った
りもしているわけです。これだと考え方によっては事務費でぶっとぶけれども、例えばメン

テナンスはかかりますよね。月々のインターネットでの販売になると、メンテナンスのサーバーの借り上げ料とかそういう点ではかかりますけれども、1回つくつたらずっと基本的には使っていけるわけです。そういうことを思えばそっちのほうでもよかったのではないのか。それで、例えばオープニング記念で、こういうふうの販売していくとか、プレミアムをつけていくとか、そういうふうなものでもよかったのではないのかと思うのです。あえてこっちに理由というのが私はわからないのですけれども、ひょっとしたらそれをやるつもりでこれを行っているのかもしれないです。ちょっと意味がわからないのでもう1回お願いします。

あと、市長のほうで、職員の手当とかそっちもそれはそれでメインではないけれども、でも可能性があるのだったら私はお願いしてみればいいのではないですか、というふうな思いもあります。子育ての手当のほうもそうだな、それはできるといえばできるけれども、それでやるとも言わないし、やらないとも言わないし、ちょっとただ聞いただけよというのでは納得がいかないのをお願いしたい点もあります。

あと、それと解体のほう。解体のほうの流れはわかりました。ただ、私のほうで思うのは、今回いきなりぶち壊れた建物もあるわけですよね。市のほうでマークをしていなかった建物が壊れたというのがありますけれども、この建物は市で危険家屋というふうにマークをしていた建物なのか。マークをしていたのだったら、マークをしていたでいいですけども、ほかにも例えば隣家にガラスを割ったとかそういう危険家屋もあるわけですよね。あとは子どもが雪の雪庇で通れなくなるような、全然もう廃屋で、消費者金融が抵当を持っていて、市のほうで雪おろしとかをしてくれているけれども、そういうふうな人や子どもが歩くにあたって危険なところは手をつけずに、ここをいったというのはある意味、背中を、一步踏み出したというのがあります。けれども、今後のそういう点のことも踏まえて、あそこはやったのに、何でこっちはやってくれないのだと言われると思いますので、そここのところの説明をもう1回していただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 商品券的な発想ですけども、職員の部分については非常に難しい。だって、さっき言ったように承諾を得なければ商品券として使えないわけですから。ですから、承諾を得られる方は商品券なんて今はどこでも出していますから、買ってもらえばそれでいいわけで、わざわざ市がそれを買って職員に支給する必要はない、こういうことです。

それから、子育ても含めて案内を、使うと、これは1つの方法としてはあろうということで、何か適合するいいものがあれば検討はさせていただきたいと思っております。

それから、ふるさと名物ですけども、さっき財政課長が触れましたように、新たな項目としてこの中でまた追加していくというのは難しいですけども、ふるさと名物の応援の品物の販売、事務費とかプレミアム、その中身を事務費を例えば備品購入だか機器購入だか、それはもし変えらなれば変えることは可能ですから、課長がそういういい提案があったが、どうだということも含めて相談をして、そっちのほうに効果があるとなれば、それはそれを

使わせていただくということでご理解いただきたいと思います。柔軟に対応しようと思っ
ています。わかりましたでしょうか。よろしく申し上げます。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 浦佐のあの家屋につきましては、消雪の水が上がっていたのです。それで所
有者自体も全く心配していなかったような状況ですので、今回の部分は私どもも寝耳に水。
ご本人自体もまさか、というようなことの家屋でございました。

それから今後ですが、議員さんも空き家のことについては私よりも勉強しているかもしれ
ませんので、今年の6月には空き家対策特別措置法が施行になりますが、その中で今ほど言
われたように、きちんとその空き家の状況を把握する、それへの措置、今回のように危険で
取り壊しが必要とか、いわゆる勧告命令で何らかの措置が必要な特定空き家ということで指
定した中で、その対応をする空き家対策計画というものをつくるようになります。それをつ
くる際には市の中だけではなくて、うちは建築基準法の許可が出せる特定事業所ではありま
せんので、その当然建築主事、それから宅建業者の方、弁護士ないしは司法書士、そうい
ったメンバーを入れた審議会をつくって、計画を策定するようになる措置法になっています。

残念ながらそれに係る財政措置はキャッシュではなくて、今のところ特別交付税というこ
とですが、それに特定空き家というものに指定されて、今回のような解体について行政が負
担した場合は、財政支援もやるというような法内容になっております。その施行、それか
らガイドラインというのを国が作りませんが、それに合わせて対応を進めていくと、すぐ改
善というのは、なかなかデータを把握するだけでも時間がかかるかと思いますが、議員のご
心配の部分はかなり解消されてくるのではないかと思っております。以上でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 確認の意味も含めてもう一度お聞きをしたいのですが、13ページのふるさ
と名物商品販売事業でありますけれども、ふるさと納税のお礼をやるということで、特産
品協会へお願いをするというような事業だという説明があったのですが、それに間違いな
い
ですか。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 ふるさと名物商品とありますけれども、これはふるさと納税というこ
とは関係はありません。税金を納めていただいた見返りの品物ということではありませ
ん。
以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると市長は、このふるさと納税については余りに消極的過ぎて、積
極的にこういうのをやっていこうというのが見えなかったのですけれども、今回これ
を使って、大々的にやるのだということでちょっと期待をしたわけです。そういうものを全
く排除した中で、特産品協会のほうから都会のほうに宣伝をしていただいて、そして特産品
といわれているものを売りたいというだけの事業ですか。

○議 長 市長。

○市 長 それだけの事業でありまして、ふるさと納税に対する返礼品については前から申し上げておりますように、平成 27 年度はもうするつもりがございません。スペシャルオリンピックスがございますので、ここにはつけないということになっていますから。それはつけない、ほかのにはつけるとかそういうことはできませんので、平成 27 年度はやらない。

平成 28 年度以降については、ふるさと納税の税制の改正もございますし、今、またやはり過熱気味だということで、それぞれの地方ではそうではなくて、本当にふるさとでやっている事業、このことについて応援をしてもらいたいということでもあります。

ごみ拾いじゃなくて何かこういうことをやっている、そのことに対しての協力とか、そういうことで多額のふるさと納税を受けていらっしゃる自治体もありますので、先般永井議員からのご質問の際にもお答えしましたように、例えば登山道整備とか、そういういい目的を設定して受けていくという方向が、私は本来の趣旨だと思っております。これに決定したということではありませんが、方向として平成 27 年度は返礼品はつけないでやらせていただきます。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 一般質問のとき、補正で聞いてくれと言われたので質問いたします。11 ページですけれども、プラチナタウンを言っています。市長はちょっとやはり危ないことを言っているかなと思っていて、「始める」、「やる」ということを市長はよく口にしているのですけれども、あくまで民間がやるというふうに言っていて、市長がやるわけではないので、やる、始めるなんてことを今市長が言っているのが、どうも俺は気にかかってどうしようもないのですけれども、これから調査してやるかやらないかを決める段階なのです。それを市長がもう始める、やる、規模はこれというのは、私はおかしいと思っています。

あと、プラチナタウンではないのですけれども、若者を、この地域以外から呼んでくるような施策があるというふうなことをちょっと耳にしているのですが、それはこの予算の補正の中に入っているのでしょうか。あるかないか教えていただきたい。

そして、民生費のほうです。先ほど来、出ていますけれども、このうちが単独でやったところに今、補正で出るのですが、これをやることの前に、担当課に新しいことで上げられるかどうか、そういうことをいろいろな提案を出してみろと言ったのか、今回はあれだから、今までやっていたこれにこれを補正でつけていこうというふうにしたのか、どういう考えだったのかお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 私が市の行政の方向としてやると言っていることに何か違和感がございましょうか。やるのですから、この CCRC を、やろうということで進めている。予算も使うわけですから、予算を使いながらやるかやらないかわからないなんてことを誰が言いますか……（「調査費でしょう」と叫ぶ者あり）だからちゃんとやりますと。我々が主導していかなければできなければできないことですから、主導はですね。実際の事業をやるのは、それは企業体なり、何なりですよ。それを我々が予算を使うときに、これをやれるか、やれないか

わからないけれども予算を使わせてくださいなんてことを言えるはずがないではないですか。それを言ってだめなら私は議会では何も申し上げることはなくなる。

市の方向をこういう形でひとつ発展をさせたい、だからこれをやらせてもらいたい、やりますと。これに違和感を持つということであれば、これは意見の相違でしょうからでしょうが、またいずれきちんとお話をさせていただかなければならないと思っております。

それから、今の交付金の内容が、内容というか大体この程度くるらしいよとか、先行型とか、消費喚起型とかという話がでたときに、私は職員にも2度も3度も、例えば商品券の発行だけではないだろうとか、いろいろのことでとにかくアイデアを出して、まずは積み重ねていこうという話をしました。やはり縛りもあったり、期間の短いこともあったり、そしてただ単にこれ1回だけやっしまえばあとはいいやということではやはりだめですので、継続をして徐々に拡大をしていける、いい方向にもっていけるような事業に絞っていかざるを得ないということでもあります。

一発勝負の花火打ち上げの部分は、なかなかこの中には盛り込めないということでもありますので、こういう形になったということでもあります。皆さんからそれぞれ、全職員から知恵は出していただくということで、私のほうからはお願いを申し上げておりました。以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 若者の移住定住についてですけれども、今回事業名をご覧くださいとわかるとおりで、「移住定住の促進事業」ということとございます。今回は地方創生で狙っております移住というのは、当然若い皆さんから来ていただくのが一番ということとございまして、それにめがけて雇用の場の創出をまず進めなくてはいけないというようなテーマを持って進めているかと思えます。

今回ここに盛っております予算の中では、若者にターゲットを絞ったお試し居住とか、そういうものはちょっと予定はしておりませんで、あくまでもCCRCを通して情報発信をして、お試し居住をいただくというようなものを計画しているところでございます。状況としますと、CCRCでこの地域の情報を発信しまして、こちらに移住してくださいと、住んではどうですかというご提案をする際には、必ず若者にも通じるものがあるかと思えます。今回はCCRCを中心にそのあとの検証等も調査、事業を進めますけれども、それは大きな意味での若者を含めた移住定住のほうにもつながるといふふうに考えているところです。

先ほど、庁内のアイデア出しというお話もありましたが、これも市長が申し上げたとおりで、全庁挙げて提案を募る時期を一瞬設けました。いずれにしても時間がない中でございまして、例えば子育ての関係ですと、一人親の支援の関係ですね。資格取得をして、再就職をするための支援とか、そういった提案は担当からは数点もう上がっております。そのほかの全庁からいろいろなものが上がっておりますけれども、これはこの短期間で地方創生の中で上げるものとしてまで高めて、国のほうへ上げていくというのがちょっと難しい状況でしたので、今回はこの形で絞り込みをさせていただいたということです。新年度に入りまして、正式な組織も立ち上げながら検討を進める中には、必ずそれがまたテーブルに上がって

きて、皆様にご審議いただくという形になるものです。よろしく願いいたします。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 まず、子育てのほうから言います。今ほど言われたように、担当課をあげたようなことを私も聞いていまして、しっかりこれから練って、次年度に向けての施策を打っていくということなので、期待しております。

市長、やっぱりどうも俺は納得しないのですよね、これは。調査委託なので、また調査をするだけなので、やる方向ではいいかもしれないけれども、やると言ったり、始めると言うのは、どうも私は——民間は民間で儲かると思うから出てくるわけです。別に行政が何か補助金を入れるわけではないでしょう。民間が儲かるから、民間でつくって民間でやるわけでしょう、違いますか。私はそう思っていますよ。民間がやる、民間がやると言っているわけなので、民間がやるというのは儲けがないことは民間絶対しませんので、儲けがあるようにやるのであれば別に何でもいい、言わないです。

今ほども企画課長が言いました。若者が一番だ、ということなので、やはり生産年齢が若いほうの方からこっちに来ていただけるような施策を私はとるべきだと思っていますし、調査の段階で、やる方向で向かっていくのは結構ですけれども、やるとか、始めるというふうな言い方は私はいかがなものかと思えます。市長答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 それは見解の相違でありますので、ここでいろいろは申し上げませんが、ひとつの首長たるものが、予算を計上して、やろうという方向でずっと説明をしてきて、そこに至ってまだやるかやらないかわからない、実際やるのは民間だから俺は知らないなんて言っていること自体が、私にとっては驚きであります。以上であります。

○議 長 押し問答にならないように。12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 実際、市にとってメリットがなしと言ってやめたような自治体もありますので、しっかりそういうところは検証してやっていただきたいと思えます。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 2点ほど伺います。今ほども議論がありました、この南魚沼版CCRC、これは確か協議会が2つに分かれておって、推進協議会と、今度は推進でなく実際の運営協議会、こういったものがこれから立ち上がるわけですが、4月の初めに運営協議会、そして9月の半ば、下旬に実際の運営協議会。その中に6月から9月の上旬までにお試し住宅、これが予定されてあると思えますが、これはどこで、こういった形でこのお試し住宅に取り組んでいくか、そこをひとつお聞かせください。

それから、この商品券の関係になりますが、これはこの補正がとおれば、新年度早速、多分手掛けるわけだと思えますが、実際のところ商品券の販売は、スタートはいつぐらいになるのか、ひとつお聞かせください。あわせて、この商工予算ということで出てきているわけですが、その何万円券というそういったものになるわけですが、この職種的にはどういうところを考えておけばいいのかと、その辺をひとつお聞かせください。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 ご質問のお試し居住の想定ですが、これは新年度に入りましてから正式に会議で検討しながら進めるということですが、今準備段階としましては、当然ですが、今回国際大学さんとの連携の中で、カレッジリンク型ということ想定したCCRCとなりますので、あの地域の近くで空き家、または空き物件があればということで、情報は集め始めております。

状況としますと、想定されますのは、国際大学の留学生と混住したような形で、交流がそこにあるような形のものを想定しておりますので、実際に今回お試しで住んでいただく場所も国際大学の近くであったり、うまくいけば国際大学の留学生のご家族と同じ宿舎に入ってもらおうというような形が理想的ではありますが、ただ、部屋の広さですとかいろいろなものがありまして、空き物件の状況は今のところは情報収集といったような状況でございます。想定はその位置で考えているところではあります。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 プレミアム商品券の対象事業者ということですが、市内で事業を行っている商工業者ということで、特に何がだめ、これがだめということは考えておりません。

もう1つ、プレミアム飲食店のほうですけれども、市内に店舗がある飲食事業者ということで、キャバレーとかというものを除いて、あとは全て対象事業者だというふうに今現在考えております。

時期は6月13日を第1回目の販売と考えております。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 このCCRCのお試し住宅ですか、いい具合にはまればいいのですが、実際のところ2か月余りです。そして、なかなかそういった同じ建物であれば、区分が別々になってもいいわけですが、なかなかこれの住居そのものは、家族のいない単身の留学生、そういったのにまたこれも受け入れがスムーズになればいいと思うわけですが、なかなか一まさにスタートまで2か月余りです。そして、もう9月までの限られた期間なものですから、よほどスピード化をすると同時に、ウィングを広げてやらないとあっという間にこの時期は過ぎてしまう、その心配があります。当然のことながら、心して向かっているわけですが、私はこの住居のほうはそう簡単でないと思うのです。そんなことをひとつ申し上げておきます。

それと、商工プレミアム券は6月13日ということで、準備から始まってそこでスタートなのですが、職种的にはどうこう言わないということで、確かに商工予算で、商工関係であれば。六日町が合併前に10%のプレミアム券を出したのです。これは結果的にはお金のある人がどんどん、どんどん買って、そして買物でも何でもする。中には残念なことながら、商工でなく農林予算、農林関係にも回った。例えばJAです。JAの中の農業部門、JAの中でみそを買った、しょうゆを買った、かさを買ったであればいいのですけれども。そして、そ

れももっと調べてみたら、これはその年の10月から発売したのですが11月半ばでもう売り切れた。しかし、実際の行為を起こしたのは、8月、7月の売掛金をその券で支払いをした。まさに税金を使って自分の債務——債務といったらあれですけども、要は売掛金の支払い。そういうことがありますので、その辺はしかかる前にかなり慎重にやらないと、実際その券を買って使う人は、余り考えていないのです。また、その券をもらう側もそれを使って買ってもらえばいいやという考えが、意識してではなく、安易にそういったのが出てくるのです。結果的には税金で自分の債務売掛金を支払った。そういうのもあったのです、これは1割のプレミアム券だったのですけれども、1,000万円で、町が100万円出して。そういうことですので、その辺はどのようにお考えになっているか、ひとつお願いします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 販売の方法ですけども、各世帯にはがきを郵送して、1世帯当たりプレミアム商品券は2セット、飲食券については2枚ということで、最初はそういう形で考えていました。買った人がどういうことに使うかというのは、本来ならば私どもの趣旨に沿った使い方をしていただければいいのですけれども、例えば商店の方が買って、それで債権に充てるといいますか、また別のところで使うということまでちょっと私どももできませんので、その辺は本当に消費者の方に良心の任せるといふことしかないと思っております。以上です。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 おっしゃるとおりで、確かに購入者の良心に任せばいいのですけれども、やはり、この商品券はこういうものには使えませんと、そのはがきにでも何でもできるのではないですか。お任せしますという一方的なことではなくて、案内のときに、こういう商品券が発行されます、どうですか、どうぞ、どうぞ。しかし、これはこういった目的以外には使用できませんよと案内されればいいのではないですか……（「それでいいのだ」と叫ぶ者あり）そういうことだと思います。

○議 長 市長。

○市 長 それでいいわけです。それをまた何か巧妙な手口を使ってということになれば、これは仕方ありませんが、そういうことだけはきちんと各戸にはがきを出すということになれば、当然そのことを朱書きか何かできちんと書いて出して、あとは良心にお任せするというのを思っています。ご提案をありがとうございます。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 ちょっと短めに申しますけれども、若者の移住定住という話が上がっていますけれども、私はまさに若者の移住定住で都心からこっちに来た人間です。私はここに移住するのに、そんな生半可な気持ちで移住していませんよ、本当に。結婚するからとか、子どもができたからとかそういうことではなくて、自分がこの土地に住んで、どう生きていくかということを実際に考えて。たまたま私はフィットしまして、ここで自分で仕事をつくって、自分で仕事をつくりました。

ただ、全ての人がそうではないし、これから本気で私たちのような年代の人を呼び寄せようというときに、こっちの本気度がどれだけ伝わるかがとても重要だと思います。皆さんみずからが本当にこの先戻らないつもりでどこかに移住するということを考えたら、その移住する先がどれだけきちんとしたことをやろうとしているのか。自分にとって住みやすいのか、自分の生活にフィットしていくのかということを考えたら、そんなに簡単にこれをやります、あれをやりますということを経くは言えないですよ。ぜひ、この費用を使って、真剣に取り組んでいただきたい、私はそう思います。

○議 長 市長。

○市 長 まさにそのとおりでありまして、我々も結局は何かを全てつくって、与えて、さあどうぞということではなかなか定着はしてくれない。そういうチャンスをここで見つけられる、広げられるとそういう環境を我々がつくらなければならないと思っております。

まさにCCRCは、その若い皆さんにとっては大きなチャンスであります。そこで起業する部分があれば、自分に向く仕事もいくらでも出てくるわけですので、そういうことも含めて、我々がさあ、ここにこういういい会社があって、ここに来てくれればそれでいいですなんてことでは、おっしゃったように若い皆さんはチャレンジ精神もあるわけですから、そういう精神もある程度満足できるような、そしてここに住んでよかったといわれるような、そういうことを真剣に考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第48号議案 平成26年度南魚沼市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり決定されました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は3時40分といたします。

〔午後3時24分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後3時39分〕

○議 長 日程第22、第49号議案 平成26年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 第 49 号議案につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成 24 年度、国の補正予算によります旧簡易水道地域、これは栃窪地域でありましたが、この地域の老朽管更新国庫補助事業で、未契約で翌平成 25 年度に繰り越した工事において、国庫補助金の返還が生じたので、資本的支出、国庫補助金返還金に 54 万 3,000 円を追加計上するものであります。

この補正によりまして、資本的収支において収入が支出に不足する額 8 億 3,029 万 5,000 円を 8 億 3,083 万 8,000 円に改めたいものであります。この理由につきまして、水道事業管理者から簡潔にこの後説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 平成 24 年度の事業で、平成 26 年度に返還が生じるということについて説明を申し上げます。平成 24 年度の事業で未契約で、平成 25 年度に事業を実施しておりますが、平成 25 年度中の消費税の申告につきましては、平成 26 年 6 月に行うという格好になっております。今回の返還額の 54 万円につきましては、消費税の相当部分というようなことで返還が生じているわけでありまして、平成 25 年度の水道事業の事業分の消費税の申告を平成 26 年 6 月に行った際に、今回のこの補助事業の消費税相当部分が還付になるということになりました。それで、国のほうからみますと、補助金を交付すると、それから消費税もまた返還になるということになると二重交付というような格好になりますので、消費税相当部分について二重交付とならないように返還をするというような命令が来ております。

それで、命令が来たのが 3 月 2 日付で、3 月 25 日に返納命令というような格好になっておりますので、今回の議会の初日提案ができなかったということで、最終日に議案としてお願いをしているというような内容でございます。以上でございます。

○議長 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。

第 49 号議案 平成 26 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 49 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 日程第 23、発議第 1 号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、簡潔に説明をいたしますので、速やかにお願いしたいと思っております。

それでは発議第 1 号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。委員会条例の改正の必要性は 2 点ございます。1 点目は平成 27 年度に開院します南魚沼市民病院の所管委員会を規定すること、2 点目は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、いわゆる新教育長制度に対応した条例改正であります。

5 ページの新旧対照表をご覧ください。第 2 条第 3 号の社会厚生委員会のウに、「及び南魚沼市民病院」を加えることといたします。第 20 条は出席説明の要求規定でございますが、教育委員会の委員長を、「教育委員会の教育長」に改めるものでございます。なお、教育委員会の教育長としては、改正後の地方自治法の第 121 条第 1 項 議長が各執行期間の長や委員長の出席を要求できる根拠規定において、教育委員会の教育長という表現になっているため、これに合わせたことによります。

最初に戻って、3 ページのほうに戻っていただきまして、附則をご覧ください。施行日は平成 27 年の 4 月 1 日からといたしますが、現行教育委員長並びに教育長に対する経過規定が法律に定められている関係から、附則第 2 項に経過規定を設けたものでございます。

以上、発議案を議会運営委員会において全会一致で発議することといたしましたのでご報告申し上げます、可決いただきますようによりしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。以上です。

○議長 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。

発議第 1 号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第24、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より、所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 ここで星野総務部長、大和病院事務部長、南雲教育部長及び山口議会事務局局長から、それぞれ退職の挨拶の発言を求められていますので、これを許します。まず星野総務部長から登壇してお願いいたします。総務部長。

○総務部長 大変見晴らしのいいところで、最後のお礼の言葉を申し述べさせていただくということで大変ありがたく思っております。

私は昭和52年、旧塩沢町に採用していただきまして、以来38年間勤めさせていただきました。余り経験した部署は多いほうではなくて、6割以上が建設課等の事業畑、残りの部分、主に後半なのですが、総務関係、議会にも2年ほどお世話になっております。現場、とりわけ災害の関係に多く携わらせていただいたこと。それから、この定例会でもあったのですが、仕事の際のPDCAというのが、今また大変有効であるということなのですが、中でもCの部分、チェックの部分で、あのイチローでさえもまだ打率4割というのを成し得ていないのですが、私はどうしたわけかチェックの部分で4割を優に超える当選率で会計検査院から大変お世話になってまいりました。そのおかげで単なるワークとしての部分でなくて、タスクということで、使命感と興味を持って仕事に取り組んでこられたように思います。

特に志を持って今の仕事に就いたわけではないのですけれども、こうした興味ある仕事人生を送ることができたということは、家族はもとより、それこそ皆さんをはじめとする大変多くの素敵な人たちに恵まれてきたせいだと、この時期になって今また改めて実感しているところでございまして、本当に心からお礼を申し上げたいと思います。大変長い間、お世話になりました。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 次に湯本大和病院事務部長、お願いします。大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 本当に長い間、ありがとうございました。私も先ほどの総務部長星野さんと同級生でございまして、昭和52年4月に旧大和町に採用になりまして、38年間勤

務をさせていただきました。最初は総務課というところに配属になりましたけれども、その後2年くらいたちまして企画調整課に移ったのですが、そこは国際大学、それから北里学院の誘致のときでして、係の名前も非常にユニークで「学校誘致係」というような係に配属になったということです。そのときの直属の上司が前副市長の小原元久さん、係長でありました。一緒に仕事をさせていただきました。

非常に農地転用の事務に四苦八苦しなげながら明け暮れたというようなことで、当時いろいろなハイテクな機械もない時代で、手作業でやっております、超勤が毎月100時間を超えるような状況でありました。私は頭も余り強くはないのですが、体も余り強くない、ということではないのですけれども、ちょっと超勤が続いて目がまわりまして、当時の大和病院に1週間ほど入院したことがありました。その当時一緒に仕事をしていたメンバーが、おまえはちょっと栄養が足りないからということで、入院しているのに、夜中の8時だか9時のころ、迎えがきまして、一緒に連れだされて栄養補給をやってきた覚えがあります。30年たっていますので時効ということでお許しをいただきたいと思います。今の私の立場からはなかなかそれは許せないことではあるのですが、そういう思い出があります。

星野さんは建設畑が長いということでしたけれども、私は総務、特に病院が長くて、ほぼ半分は病院に勤務をしております。1回目は病床が86床から200床になるころでございませう。病院の名前も「ゆきぐに大和病院」というふうに変えたときです。そういう上昇のとき、それから5年くらいして、健友館の立ち上げにかかわって、健友館の運営ということで、ここでは民間的な仕事もさせていただいたと、商売みたいなこともやらせていただきました。

その後、役場のほうに来まして、合併後にまた2回目の病院勤務ということになりました。2回目は医師不足の真ただ中と、それから病院再編、医療再編ということに巻き込まれまして、右往左往して過ぎたという思い出があります。特にことしの1月からこの3月までは非常に目まぐるしく、慌ただしく、いつのまにか1日が終わっているというようなときを過ごしたというふうに思っております。

今議会の中でもいろいろご議論をいただきました医療再編で、これから南魚沼市の新しい地域医療がつくられていくという年になるかと思っております。全国に誇れる地域医療をこれからつくっていただければというふうに思っているところなのですが、それを中心になって担う先生方、非常に献身的で使命感が強く、責任感も強く、朝7時過ぎればもう何人も病院に来て仕事をしていると。夜も8時、9時までやっているような先生方です。よく研修会とか会議に出ても、先生方、医師のモチベーションが維持できるといいますか、「モチベーションは患者さん、市民、住民との信頼関係だ」とよく言われます。本当に臨床が好きで、患者さんが好きでここで頑張っている先生方です。

私がこんなことを言って本当に僭越ですけれども、これから南魚沼市の地域医療をより良いものにつくっていただけるように、ぜひとも議員の皆様方から今以上にご指導、ご支援をいただいて、今後の誇れる南魚沼市の地域医療ができますことをお願い申し上げまして、私の退職の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 次に南雲教育部長、お願いします。教育部長。

○教育部長 皆さん、3月議会、本当にご苦労さまでした。私ごときがこのような壇上に上げさせていただきまして、このような機会をいただいたことを本当に感謝申し上げます。

私は昭和52年4月に旧六日町役場のほうに奉職をさせていただきまして、以来38年間勤めさせていただきました。私は合併以来、六日町庁舎、それから塩沢庁舎、それから大和庁舎と全部の庁舎で勤務をさせていただきました。その間、通勤は車で通勤をしておるわけですが、六日町庁舎に来るときは金城山、それから塩沢庁舎では巻機山、大和庁舎では八海山と駒ヶ岳ということで、南魚沼市の本当にきれいな山の景色を見ながら通勤をさせていただいたということで、本当に感謝をしております。こんな贅沢はないなというふうに思っております。

南魚沼市は私が勤めて感じているところですが、高い急峻な山が目前までありまして、その平原、田園には、南魚沼産コシヒカリがゆったりと育っているというような、世界でも稀にみるすばらしい、美しい景色のところですよ。私はこのようところで勤めさせていただいたことに本当に感謝をしております。

また、この美しい景色は何でできたのかということを考えますと、南魚沼産コシヒカリという日本一おいしいお米。このお米が、雪解けのときには春に田植が行われ、それから夏には濃い緑の中で稲が育ち、秋には黄金色の穂が実ると、このサイクルが非常に大事だというふうに考えております。このサイクルを維持するためには、やはり農業が基幹産業であって、農業が業として成り立っていくということが非常に大事だと思います。

そういう面で、皆様方からこの農業を大切にさせていただいて、またこの南魚沼市の発展のためにぜひご尽力をいただきながら、この地域が世界に名だたるところになっていただくように、ご祈念を申し上げるとともに、皆様のご健勝を祈念しまして、簡単ではございますが、退職のご挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 次に山口議会事務局長、お願いします。議会事務局長。

○議会事務局長 まずは、この機会を与えていただきました議会の皆様、大変ありがとうございました。

私は昭和48年高卒と同時に大和町役場に入りました。以来42年が過ぎようとしております。長いようで、やはり長かったです。この間、本当に多くの人たちと出会い、それから多くのことを学び、体験、経験させていただきました。特に最後の職場であります議会事務局にありましては、議員任期と同じ4年間勤務をさせていただきました。この間、3名の議長に仕え、また多くの議員さんと接することができまして、本当に私の財産だというふうに思っております。

この議場におきましては、私がここにいるときに質問席、机、それから後ろの市旗と、それから国旗掲示、それから今年の議員会の10周年と、ポイントといいますかそういった行事

等を体験できましたことは非常にラッキーだったなというふうにも思っております。

思い入れの多いこの議場で、皆様方と執行機関が、健全かつ健康的、建設的な熱い議論を戦わせることをお願い申し上げ、また皆様方のご健勝を祈念しまして、退職に当たりましての言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 議会を代表して、退職される皆様に感謝とお礼の言葉を述べさせていただきます。今月末で退職される 44 名の職員の皆様、本当に長い間、ありがとうございました。6 万市民のために、休みを返上し、市民の福祉向上のために努めていただきました。

10 年前、歴史と産業構造の違う 3 町合併に当たり、新市建設計画の中心的な実務者として、それぞれのセクションで活躍されました。そして、合併後は 3 町の融和を掲げた井口市政を支えていただきました。新生南魚沼市は、実質公債費比率 24.6%、県下ワーストワンの財政のスタートでありました。あの平成 16 年の東日本大震災、平成 23 年の新潟・福島豪雨、皆さんの適切な対応で死傷者を出すことなく、市民は安全・安心を享受してきました。たび重なる自然災害を克服し、市民の福祉サービスを後退させることなく、市の財政健全化に果敢に取り組んでいただきました。

そして、旧 3 町の合併時の約束、野球場建設を含む大原運動公園整備、新図書館建設等もほぼ成し遂げました。未来に向けた南魚沼市の土台を市民の皆さんと一緒に作り上げていただきました。そのおかげで、今、南魚沼市は県内はもとより、全国に誇れる町になり、必ずや発展いたします。退職される皆さんに改めて感謝を申し上げます。

人生 90 年といわれております。60 歳代は人間としてさらに磨きがかかり、新たな世界、新たなフィールドが皆さんをお待ちしています。それぞれの第二の人生を謳歌してください。星野部長さん、南雲部長さん、湯本部長さんは 38 年間、山口局長さんは 42 年間と長きにわたり公僕としてお務めいただきました。きょうあるのも奥さんをはじめ、ご家族のご協力があったからであります。改めて議会を代表して、ご家族にお礼を申し上げます。退職される皆さんも、一番に奥さまやご家族に感謝申し上げてください。

私が平成 17 年に初めて議員となり、平成 21 年から 2 代目の議会事務局長となられた星野部長さんには、議会のいろはを教えてくださいました。当時、私が加入していたつつじクラブは 4 人で、私を含め 3 人が新人です。クラブ長は市議会初代議長の駒形さんでした。新人が 3 人でしたのでクラブの幹事長に私になりましたが、右も左もわからないことが多くありました。何をすることも星野局長さんにご指導いただき、助けていただきました。本当にありがとうございました。

平成 22 年に始まる「天地人」大河ドラマは、南魚沼市の全国デビューでした。南雲部長さんは当時、観光係長としてその真ただ中におり、企画、行動、実践と 365 日、休みもなく対応したことは皆さんご承知のとおりであります。それがはずみとなり、今の南魚沼市があると言っても過言ではありません。本当にご苦労さまでした。

1 万 5,000 人の大和町が 200 床からの病院経営がなされたことは、執行部と医師と議会が

一体となっていたからです。湯本部長さんは基幹病院の建設が決まってから、その温厚な性格で陰ひなたなく、院内はもとより、執行部と議会と不協和音にならないように気を配り、対応くださいました。基幹病院、市民病院、大和病院を核とした病院再編まで、もう少しご指導いただきたいと思いました。本当にありがとうございました。

山口局長さんのお父さんは、農協の専務であられ、大和のカントリーエレベーター建設にご尽力いただき、親子2代にわたりご指導いただきました。局長さんは忘れたかもしれませんが、議長就任早々に、「議会も合併10年です」と言った言葉が私の背中を押し、今日の議会活性化、議会改革の議論がスタートいたしました。新潟県に、南魚沼市議会ここにあり、といわれるような議会を目指しますので、見守っててください。

まだまだ皆さんには多くの功績や業績、そして思い出がたくさんありますが、ページが何枚あっても足りません。本当に長い間、ご苦労さまでした。つきなみではありますが、退職後は健康にご留意され、たまには議会事務局に遊びに来てください。話し尽くしきれませんが、議会を代表しての私からの感謝とお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長 長 これをもちまして、平成27年3月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ご苦労さまでした。

〔午後4時13分〕